

II 人権施策の推進に向けた推進計画

1. 推進環境の充実

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市人権施策推進本部の設置	市長を本部長とする田辺市人権施策推進本部を設置し、田辺市人権施策基本方針に基づき、全庁的に人権教育・啓発を推進する。	人権推進課	田辺市人権施策基本方針(改定版)に基づき、市民一人ひとりの尊厳が守られ、日常生活の中に人権尊重の精神が脈打つよう、あらゆる分野において人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進した。	総合行政の中で様々な人権課題に対して全庁的に取り組んだ。社会情勢の変化に伴う新たな人権課題に対しても鋭意取り組んでいく。	令和5年度も継続実施。田辺市人権教育啓発推進懇話会の意見や提言を、今後の人権施策に反映させていく。
田辺市人権教育啓発推進懇話会	適切な人権施策の取組が行われるよう、人権施策推進計画についての評価、課題等について田辺市人権教育啓発推進懇話会で審議する。また、必要に応じて社会の変化に伴って新たに生じてくる人権課題を審議する。	人権推進課	令和5年8月30日に懇話会を開催し、田辺市人権施策推進計画の令和3年度推進状況と新規事業計画等について審議を行った。 ・田辺市人権教育啓発推進懇話会 日時:令和5年8月30日 議題:田辺市人権施策推進計画に係る令和4年度推進状況報告について 委員研修「認知症サポーター研修」 出席委員:22人	推進状況報告について、委員の皆様にご意見、ご提言をいただき、担当課へフィードバックを行うとともに、PDCAサイクル(計画・実行・分析・評価・改善)に基づき各部署が適正な人権施策の実施に努めた。	令和6年度も推進状況報告及び委員研修を実施予定。懇話会の意見や提言を、今後の人権施策に反映させていく。
田辺市人権擁護連盟との連携及び事務局	5つの支部からなる田辺市人権擁護連盟と連携する。また、事務局として市民の主体的な人権意識の向上や啓発活動を支える。	人権推進課 各行政局総務課	6月18日に、5支部・約240名からなる田辺市人権擁護連盟理事総会を開催し、年間の事業計画や予算等について承認され決定した。 「命・まもる人権」を活動テーマとし、各種会議、理事研修会の開催及び広報紙[れんめいだより]の発行や、市内小学校5・6年生児童を対象とした人権ポスターの募集を引き続き行い、一人ひとりの人権意識の向上や、人権が尊重されるまちづくりのための活動を行った。 また各支部では、感染対策を行った上で、それぞれの地域における人権課題をテーマに研修会や学習会等を行い、より効果的な啓発活動に取り組んだ。	新年度当初の総会、各部会等の計画で決めた通り、実施することが出来た。	「命・まもる人権」を大きな柱の一つとして活動を行うが、その他にも各地域の課題や実情に応じたテーマを設定し、人権啓発活動を実施していく。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各種意識調査	田辺市独自の意識調査としては、合併前の平成3年に「いまここに起つ」と題された同和問題意識調査報告書をまとめ、県では平成8年と平成13年に「同和問題に関する和歌山県民意識調査」が、まとめられている。市単独での人権に関する意識調査については予定していない。県が令和5年度に「人権に関する県民意識調査」を実施する際、市としても協力をした。	人権推進課	和歌山県が令和5年5月に「人権に関する県民意識調査」を実施した。	調査結果から、「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」と考えている人最もが多いことが明らかになった。一方で「人権意識の啓発が必要である」と回答している人もいることから、継続的な人権啓発・推進の実施が望まれる。	今後も、県が5年に1回実施する「人権に関する県民意識調査」に協力をしていく。
紀南地方人権推進連絡協議会との連携及び事務局	本協議会は、田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、串本町の人権団体で組織され、各団体相互の連絡協調を図り、紀南地方における人権啓発の振興と充実に寄与することを目的として、人権活動の取り組みや支援、各種研修会等を実施する。	人権推進課	令和5年7月27日に総会を開催し、年間の事業計画や予算等について承認され決定した。 広域で活動を行うため啓発物品として、「除菌ウェットティッシュ」を作成し、各市町における講演会など様々な機会において配布するとともに啓発活動を行った。 また、委員研修を下記のとおり実施した。 研修① 日程：令和5年7月27日 演題：「DV(ドメスティック・バイオレンス)について」 講師：和歌山県西牟婁振興局地域振興部 主幹 中山誠司 氏 研修② 日程：令和5年11月21日 演題：『ヤングケアラーだった僕～「助けて!」と本気で叫びたかった』 講師：株式会社竹千代代表取締役社長 谷正義 氏	昨年度までは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修や啓発活動等は、中止や規模縮小になっていたが、今年度は総会・研修会が当初の計画通り実施することが出来た。	令和6年度も継続実施。 時宜に即したテーマによる委員研修の開催を検討する。
田辺人権擁護委員協議会田辺部会との連携及び事務局	法務大臣から委嘱された田辺市内20名の人権擁護委員による組織で、特設人権相談の実施、小学校での人権教室、各種啓発、各種研修、委員相互の研鑽を図る。	人権推進課	人権の花運動や人権作文の応募依頼、人権週間における街頭啓発、旧田辺地域・龍神地域の2校での人権教室、紙ふうせん打ち上げ事業、特設人権相談の開設、人権擁護委員の日・人権週間における企業・福祉施設への訪問等を行った。 その他、田辺市人権教育啓発推進懇話会、田辺市児童問題対策地域協議会等への委員としての参加を行った。	第1回部会で決定した通り啓発・相談等を実施することが出来た。	令和6年度も継続実施。 法務局・人権擁護委員と協議し、人権啓発活動を実施していく。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
学習教材の開発等	市民の学習ニーズや課題に応じ、視聴覚教材の整備に努め、市のホームページに掲載する。また、公民館等で人権学習を実施しやすいように、独自の学習教材の作成に努める。	人権推進課	視聴覚教材として、ヤングケアラーを題材とした1巻のDVDソフトを購入した。 令和5年度の貸出本数は85巻(39団体)。 また、人権週間には市立図書館と連携し、「貸出DVD一覧表」を配置した。	人権研修教材として、学校や企業からは大変好評である。	今後も、様々な人権問題について理解を深めるため、視聴覚教材の整備に努め、啓発活動を実施していく。
和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会への参画	県内に所在する人権啓発にかかわる機関等が連携・協力関係を確立し各種人権啓発活動を総合的・効果的に推進することを目的とする組織で、和歌山地方法務局県、市町村、和歌山県人権擁護委員連合会、和歌山県人権啓発センターで構成。さらに県下は2ブロックに分かれていて、田辺市は、みなべ町から新宮市までの紀南地域ネットワーク協議会に属している。	人権推進課	令和5年11月20日に、和歌山地方法務局田辺支局にて開催。管内各市町の令和5年度の人権啓発活動の状況及び令和6年度に計画されている人権啓発活動等について情報交換を行った。	県下2ブロックに分かれており、ネットワーク協議会全体として目立った活動はない。関係機関相互の連携が図られつつある中、主担当となる和歌山地方法務局のリーダーシップが望まれる。	今後も、各市町村での連携協力関係をさらに深め、紀南地方全体の人権啓発活動をより効果的に推進していく。
人権を考える集い	田辺市、教育委員会、田辺市人権擁護連盟と連携しながら、時宜に即したテーマで講演会を実施する。	人権推進課	令和元年度より新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン配信を実施していたが、本年度は紀南文化会館大ホールで開催することができた。 日時:令和6年2月17日(土) 13:30開演 場所:紀南文化会館大ホール 演目:第1部 絵本朗読 「へいわってすてきだね」 「ミサコの被爆ピアノ」 第2部 講演 (講師) 矢川 光則さん(ピアノ調律師) (演題) 被爆ピアノと共に歩む調律師 第3部 平和コンサート 参加者:390名	4年ぶりの実講演ということで、本年度は「平和」をテーマに、人権について研修する機会を提供することが出来た。また、絵本朗読や市内の小・中学生による平和コンサートを演目に入れることで、若者世代が気軽に参加できるようにした。	令和6年度についても、実公演での開催を予定している。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
人権学習指導者養成講座	人権教育・啓発を進めるにあたって指導的立場にある方を対象とした研修会を開催する。	人権推進課 男女共同参画推進室	常に人権尊重の意識を持って公務を遂行するように市職員研修会を開催した。 ・田辺市新規採用職員研修 参加者30人延べ93人 令和5年4月4日 「人権啓発の推進について」 講師 人権推進課 令和5年10月2日 「男女共同参画社会づくりについて」 講師 男女共同参画推進室 「人権尊重のまちづくりについて」 講師 人権推進課	将来、指導的立場となる新規採用職員が、豊かな人権感覚を身につけ、人権の尊重を念頭に置いたまちづくりを推進できるように研修会を行った。	あらゆる行政分野において人権尊重の意識高揚が図られるよう、職員の人権研修については今後も、継続的に実施していく。
	人権教育・啓発を進めるにあたって指導的立場にある方を対象とした研修会を開催する。	生涯学習課	令和5年9月30日、紀南文化会館小ホールにおいて、地域の人権教育・啓発の指導的立場にある、公民館長、生涯学習（人権）推進員、公民館主事、人権擁護連盟理事、その他関係者を対象に人権合同研修会を実施した。 講師に、株式会社竹千代代表取締役の谷正義氏を招聘し、実体験をもとに、ヤングケアラーの存在や状況等について講演が行われた 参加者数：100名	研修後に実施したアンケート調査の結果、回答いただいた73名中70名（約96%）が「とても参考になった」、「まあまあ参考になった」と回答している。参加者からは、強烈な実体験談を耳にするなかで、子供たちによく関わる人の観察力の向上に力を入れることがとても大切だと感じたなどの感想をいただいた。 今後も、できる形を模索しながら、研修を実施し、アンケート等からの客観的な評価を参考にしながら、研修内容を検討していくこととしたい。	今後も、指導者を対象とした研修については、継続的に実施していく。
各学校における、保護者対象の教育講演会	各学校の実状に応じて教育講演会等を開催し、保護者に対し様々な角度から人権の啓発を行う。	生涯学習課	全25の小学校において、保護者学級を開催。 参加者の延べ人数は3,810名	各校において人権に関する視点を幅広く持ちながらテーマを設定し、計画を立てて開催することができた。子どもに関する人権を通して、保護者の人権意識を高めることができた。	子どもを育てるという視点を踏まえ、各校の保護者が興味関心をもっていただける内容の保護者学級を、実施していくものとする。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各学校における、保護者対象の教育講演会	各学校の実状に応じて教育講演会等を開催し、保護者に対し様々な角度から人権の啓発を行う。	学校教育課	各学校の実状に応じて教育講演会等を開催し、保護者に対して様々な角度から人権啓発を行った。	児童生徒の人権意識の向上を図るには、保護者の人権意識の向上が必要不可欠である。各学校での取組は、研修を受ける機会の少ない保護者にとっては大変有意義であり、人権意識の向上に繋がっている。	令和6年度も継続予定。
広報田辺の活用	広報田辺での講演会や研修会への参加の呼びかけや、「人権週間」をはじめとする強化期間などに広報活動を行う。	人権推進課 男女共同参画推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年5月号で、人権コラム(子どもの幸せを願って)について ・令和5年6月号で、「男女共同参画社会の実現をめざして」、「男女共同参画懇話会一般公募委員を募集します」について ・令和5年8月号で、映画「破戒」上映、人権コラム(外国人にも優しいまち)について ・令和5年11月号で、人権コラム(心のバリアフリー)について、「配偶者や恋人・パートナーからの暴力(DV)は重大な人権侵害です」、「男女共同参画に関する講座を開催します」について ・令和6年1月号で、「人権を考える集い-被爆ピアノと平和への祈り-」、「たなべ人権フェスティバルの開催」、「男女共同参画推進員企画講座「LGBTQって?」」について ・令和6年2月号で、人権コラム(世界人権宣言と平和)、「田辺市人権教育啓発推進懇話会の一般公募委員を募集します」、「【第3次田辺市男女共同参画プラン】のパブリックコメント募集」について <p>以上を広報に掲載した。</p>	人権コラムについては、難しい内容にならないよう、身の周りの人権に気付けるきっかけとなるようなテーマを選定した。	令和6年度においても、広報紙による積極的な人権研修等の案内を行う。 また、不定期で「人権コラム」の掲載も引き続き実施し、広く市民に人権啓発を行う。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
広報田辺の活用	広報田辺での講演会や研修会への参加の呼び掛けや、「人権週間」をはじめとする強化期間などに広報活動を行う。また、令和3年度から「人権コラム」を掲載している。	企画広報課	人権関係の記事として下記のとおり掲載し、市民に対する啓発を行った。 Pick Up News)R5.8月号 (人権啓発事業 映画「破戒」の上映) R6.1月号 (人権を考える集い、たなべ人権フェスティバル) Information)R6.2月号 (人権教育啓発推進懇話会委員募集) 人権コラム)R5.5月号(子供の幸せを願って) R5.11月号(心のバリアフリー) R6.2月号(世界人権宣言と平和) 相談窓口)毎号	紙面における文章や写真の取扱いについては、常に人権尊重を念頭に置きながら、個人情報の保護や文章表現等に十分な注意を払っている。また、人権啓発を効果的、継続的に行うには、掲載内容がマンネリ化しないよう、より紙面の工夫を行う必要がある。	令和6年度においても、広報紙への更なる記事掲載に取り組み、積極的な啓発を行う。

2. 人権の視点に立った行政の推進

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課共通の人権の視点に立った取組	(1)相手の立場に立った対応に心がける。 (2)性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 (3)情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 (4)職場内で人権についての学習を深める。	全課	(1)できるだけ相談者の立場に立って懇切、丁寧に相談内容を聞き取り、基本的に複数人で行った。 (2)性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組めた。 (3)業務上得た個人情報は、慎重に取り扱った。 (4)職場内で人権について学習を深めた。	日常の業務の中から、人権について気づきを深め、それを行動にうつすことが今後も必要である。	今後も継続実施。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課共通の人権の視点に立った取組	(1)相手の立場に立った対応に心がける。	人権推進課	人権相談を受ける場合には、女性からの相談については、女性職員が対応するなど、相談しやすい雰囲気作りにも心がけている。個人情報の漏洩を防ぐために不必要な用紙はシュレッダーにかけ、人権相談関係の書類や住宅新築資金等貸付金の償還台帳等は、書庫にカギをかけて保管している。	日常の業務の中から、人権について気づきを深め、それを行動にうつすことが今後も必要である。	今後も継続実施。
	(2)性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 (3)情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 (4)職場内で人権についての学習を深める。	生涯学習課	中央公民館並びに各地区公民館における住民の方々への対応や窓口及び電話での対応の際には、相手の立場を尊重した対応に心がけるとともに、個人情報の保護等にも配慮するように努めている。 また、研修の機会を活用すべく、各公民館で実施している人権学習会の企画立案に積極的に取り組み、広く人権問題に関する認識を深められるように努めている。	主事会や人権合同研修会などで職員を対象とした教育、啓発を実施することで、人権意識の向上を図っていく必要がある。	今後も、人権尊重の立場に立った業務の遂行に取り組むとともに、引き続き職員に対する教育、啓発を実施していく。
*上記以外に特筆すべき点がある課室等		企画広報課	広聴広報業務を実施する際には、情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組んでいる。特に、市政「未来ポスト」をはじめとする広聴業務の遂行に当たっては、庁内における個人情報の取扱いについて指導徹底を行っている。	広報田辺等の広報業務や市政「未来ポスト」等の広聴業務を実施するに当たり、常に市民の人権の尊重や個人情報の保護を念頭に置いて取り組んでいる。 また、市ホームページ及びSNS等における個人情報の保護の取扱いや防災行政無線の放送内容については、今後ともより徹底し、十分な注意を払う必要がある。	今後も継続実施。
		自治振興課	課員が平素から左記の取組項目について常に留意しながら業務の遂行に努めた。	市民活動係、市民生活係共に、市民と直接接する機会の多い部署として所管事務の遂行に当たり、左記の取組項目を積極的に推進した。	令和6年度も継続予定。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課共通の人権の視点に立った取組	(1)相手の立場に立った対応に心がける。 (2)性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 (3)情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 (4)職場内で人権についての学習を深める。 *上記以外に特筆すべき点がある課室等	男女共同参画推進室	男女共同参画を推進する上では男女の人権の尊重が最も重要であるため、相手の立場に立った対応や個人情報の保護など人権の尊重については、常に心に留め職務を遂行している。職員は、性別にかかわらず、個人が持っている能力を十分発揮しながら業務に取り組んでおり、また、男女共同参画センターでは人権に関する講座も開催しているため、学習を深めることができた。	男女共同参画センターで開催する講座・講演会については、市民の皆さん、職員にとって、人権について学習を深める良い機会となっている。	今後も継続実施。
		南部・西部・芳養センター	利用者・相談者の年齢層が幅広く、相談者に寄りそい対応をしている。 利用者・相談者の連絡先や内容について個人情報を厳守している。	左記の取組み項目について積極的に推進した。	令和6年度も継続し実施していく。
		土地対策課	当課は、個人情報を保持する業務が多くあり、個人情報保護の観点からこれらの情報漏れのないよう配慮しているところである。窓口や電話対応においてはもちろん執務以外でも人権尊重に対する配慮については慎重に取り扱うよう努めている。	概ね日々達成出来ているので評価できる。	今後も継続予定
		情報政策課	課員それぞれが、事業内容を理解し、個々の状況に応じた形で職務が遂行できるよう取り組みをおこなった。	特に問題はなかった。	今後とも、各課員がそれぞれ事業内容に掲げられた各項目を念頭に取り組む。
		総務課	朝礼等の機会を捉えて、相手の立場に立った対応など人権尊重を意識した業務の遂行を徹底し、課内全員で取り組んだ。	人権尊重の立場に立った業務の遂行が図られた。	今後とも、人権尊重の立場に立った業務の遂行に取り組む。
		市民課	市役所の一番最初の窓口として、お客様のニーズを的確につかみ、気持ちよく用件をすませられるような対応を心がけた。	さまざまなお客様がいる中で、トラブルがあった場合はその内容を共有して今後の対応にいかす。	今後も継続する。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課共通の人権の視点に立った取組	(1)相手の立場に立った対応に心がける。 (2)性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 (3)情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 (4)職場内で人権についての学習を深める。 *上記以外に特筆すべき点がある課室等	健康増進課	健康相談、ひきこもり相談や子育て相談において、相手の立場に立った丁寧な対応を心掛け、常に職員同士で確認しながら取組んでいる。また、相談業務等で得た個人情報について、慎重に取り扱っている。	窓口や事業実施時の対応については、相手の立場に立ったものであるか職員同士で確認しながら取り組んでいる。個人情報の提供については、条例に沿った対応を実施している。	窓口、事業実施時は、市民の立場に立った対応を今後も徹底していく。 個人情報の取り扱いについては十分に留意し、提供資料の返却を徹底し、保護に努める。
		商工振興課	商工振興課においては、企業誘致及びマーケティング活動等、対外的な業務が主流となっているため、年間を通して不特定多数の方々との交渉・協議が多くなっている。そのため、各課での共通取組となる左記事項については、十分に認識し、かつ、積極的に取り組んでいる。	事業の内容を意識しながら、業務を実施することが出来た。	鋭意継続して取り組む。
		やすらぎ対策課障害福祉室	下記の研修会等への参加により、現在の障害者の置かれた状況等の理解、障害者の生活支援・就労支援の方法の修得、各障害別の特性等の理解につながり、窓口等で相談を受ける際の参考となっている。 ①自立支援協議会の全体会議での研修会や定例会議での事例検討への参加。 ②社会福祉法人等が主催する各種研修、フォーラム等への参加 ③国、和歌山県、保健福祉部内での福祉研修 など	各団体等が開催する研修会等へ参加することにより、スキルアップにつながっている。	今後も、機会があれば、積極的に参加を促していく。
		都市計画課	日々の業務において、性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場を形成されるよう心がけつつ、情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き相手の立場に立った対応に心がけている。	概ね日々達成出来ているので評価できる。	今後も業務内容柄から情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き相手の立場に立った対応が必要である。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課共通の人権の視点に立った取組	(1)相手の立場に立った対応に心がける。	管理課	道路や公園の適切な維持管理に向け導入している道路・公園損傷箇所等通報システムに関し、市民の方から通報いただいた案件に対し、修繕度合に応じて関係各課と協力して迅速な対応に努めた。	大規模な修繕等については、早急に対応できない案件もあるが、相手側の理解を得た中で一定の対応はできている。	今後も継続実施。
	(2)性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。				
	(3)情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。	土木課	市民からの土木行政に対する様々な要望や苦情に対し、相手側の身になった対応を心がけ、また公正な対応に努めた。	全ての要望等に対応できない面もあるが、相手側の理解も得た中で一定の対応はできている。	引き続き継続。
	(4)職場内で人権についての学習を深める。	選挙管理委員会事務局	相手の立場に立った対応に心掛け、人権尊重の視点に立って、来庁者対応を行った。	特に問題点は、なかった。	今後とも人権尊重の視点に立った業務の遂行に取り組む。
	*上記以外に特筆すべき点がある課室等	監査委員事務局	来庁あるいは電話を受けた際、人権尊重を念頭に、相手の立場に立った対応を心掛けている。	相手の立場に立った対応を実践することができている。	人権尊重を念頭に、相手の立場に立った対応を心掛けた業務に取り組む。
		スポーツ振興課	窓口、電話、現場での対応の際には、相手の立場に立った対応を心がけるとともに、体育施設への人権に関する落書きが発生しないよう各施設の見回りなどに努めている。	相手の立場に立った対応など、概ね取り組めた。	引き続き実施。
		文化振興課	窓口、電話、事業実施会場等において、相手の立場を尊重する対応を心がけた。 また、紀南文化会館指定管理者においても、職場内で人権研修を実施するなど人権意識を高めるとともに、窓口や電話、施設内でも相手の立場を尊重した対応を心がけるよう連携している。	概ね取り組めた。	今後も継続実施。
	南方熊楠顕彰館	南方熊楠顕彰館には、一般の来館者の他、南方熊楠顕彰会関係者、学校課外授業、研修、団体見学、視察、取材など様々な分野の方々が来館される。常に丁寧に親切な対応を心掛けている。	概ね日々達成出来ているので評価できる。	今後も継続実施。	

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定	
各課共通の人権の視点に立った取組	(1)相手の立場に立った対応に心がける。	龍神行政局 住民福祉課	左記のとおり取り組みを実施した。	お客様一人ひとりのニーズに合ったきめ細やかな対応を心掛け、実践している。	多様化する業務のなかで、お客様のニーズも多様化する。引き続き、きめ細やかな対応を心掛ける必要がある。	
	(2)性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。	消防総務課	・男性職員、女性職員を分け隔てなく、同じ業務を遂行した。 ・田辺市消防職員委員会（消防組織法（昭和22年法律第226号）第17条の規定に基づき設置）の委員として、女性職員1名を指名。（構成メンバー：委員長 消防総務課長、委員8名。任期：1年。資格等委員に求められるもの：組織区分ごとに、消防長が委員を指名する。なお、組織区分ごとに指名する委員の半数は、組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき指名する。） ・消防本部新体制検討委員会を本部内に設置して、事務局に女性職員2名を配置し体制検討に係る施策立案に取り組んだ。	女性職員の活躍推進を組織的に進めるとともに、職場環境の改善に取り組んでいる。	令和2年4月から兼務職員を含め、消防総務課に女性職員2名を配置した。これにより、女性が活躍し易い職場づくりを一層推進するとともに、一人ひとりが大切にされる職場環境づくりに向け取り組む。	
	(3)情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。					
	(4)職場内で人権についての学習を深める。					
*上記以外に特筆すべき点がある課室等		予防課	学校、事業所等の防火指導時には、人によって対応を変えず、男女ともに能力が発揮できるよう、偏りのない指導を行った。	偏りのない指導を行うことができた。	引き続き継続して偏りのない指導を行っていくよう予防課全体で意識を図っていく。	
		美術館	来館されるお客様のニーズをつかみ、気持ちよく展示会を鑑賞いただけるように対応を心掛けた。	さまざまなお客様がいる中で、トラブルがあった場合は、その内容を共有し、今後の対応を改善する。	今後も継続実施する。	
		大塔教育事務所	公民館事業への参加者及び協力者への対応や、窓口や電話での対応の際には、年齢や性別を考慮しつつ、相手の立場を尊重した対応に心がけた。 日頃から市民はじめ様々な方が来所される職場なので、特に窓口やデスク周り等における個人情報の取扱いと管理には十分注意している。また、毎月発行の公民館報作成に際しても個人情報の保護や文章表現に気をつけている。	相手の立場に立った対応や個人情報の取扱いについて、職員一人ひとりが常に意識して業務に取り組むことができている。また、気になる事があれば、都度、職員同士で共有するよう心掛けている。	令和6年度も継続予定。	

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
取組の確認	市民憲章の精神をまちづくりに生かしていくため、各課でどのようなことに気をつけて、行政の推進に取り組んでいるかを確認する。	人権推進課	田辺市人権施策推進計画の進捗状況を把握することで、全庁的に各課がどのようなことに気をつけて、人権施策の推進に取り組んでいるのかを確認した。	社会情勢の変化に伴い、人権問題は複雑、多様化しており、新たな人権課題についても、素早い対応ができるように研修等を重ねていく必要がある。	令和6年度も継続実施。
市民憲章の朗読	「人権を守り、互いに助け合い、明るく平和なまちをつくりまします。」とうたっている市民憲章の精神を尊重し、実践するため、田辺市自治会連合会総会、田辺町内会連合会総会等自治会活動の場において、参加者全員による市民憲章の朗読を行う。	自治振興課	田辺町内会連合会及び田辺市自治会連合会総会資料裏表紙に市民憲章を印刷し全会員に配布。 ・田辺町内会連合会 85組織 ・田辺市自治会連合会 212組織 田辺町内会連合会及び田辺市自治会連合会総会冒頭において市民憲章の唱和を行う。 ・田辺町内会連合会 対象者 57名 ・田辺市自治会連合会 対象者 39名	市民憲章の朗読により、地域自治組織における人権意識の高揚と全市一体となった普及促進活動を実施できた。 問題・課題等は特になし。	令和6年度も継続予定。
避難行動要支援者の支援対策	自治会、自主防災組織、消防団及び警察等に対し、避難行動要支援者名簿を提供することで、災害時に支援を必要とする方々の所在等を把握していただき、万一の有事の際はもとより、日頃から地域の支援対策に活用していただくとともに、地域防災体制の充実を図る。	防災まちづくり課	平成25年の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者名簿として法的に位置付けられ、名簿の提供を行う場合は市による本人の同意の取得が必要となったことから、名簿の提供を行うことに同意を得られた避難行動要支援者については、自治会、自主防災組織、消防団及び警察等に名簿の提供を行った。	名簿については、災害時のみならず平常時においても、避難行動要支援者への支援の一つの手段として活用していただけるよう、さらに啓発に努める必要がある。また、多種多様な災害に対応するためには、避難行動要支援者本人の意向を尊重しつつ、地域の実情に応じた取組やコミュニケーションづくりが課題となっている。	令和6年度においても避難行動要支援者名簿の提供を行う。
人権に配慮した企業誘致	企業誘致活動においては、地域との連携を重視し、人権や環境を大切に企業の誘致に努める。	商工振興課	人権に配慮した企業誘致を進めるとともに、誘致企業や地元との調整においても、人権や環境に配慮しながら業務を実施した。	事業の内容を意識しながら、業務を実施することが出来た。	令和6年度も継続予定。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
交流推進事業	常に人権尊重を基本として、「交流推進事業」に取り組む。特に「人を思いやる心」を常に念頭に置き、相手方関連団体との連携を図る。	商工振興課	首都圏・都市部において地域産品への注目が高まりつつあることを受け、農林水産物の流通を促進し販路拡大を図るとともに、地域間交流を積極的に行うことで田辺市への関心を高め、市内特産品の販売促進や観光客の増進に取り組んだ。「人を思いやる心」については常に念頭に置き、相手方関連団体との連携を図った。	交流事業を行う上で、最も根幹となるのは相手方を理解し尊重することから生まれる信頼関係であるため、常に人権を尊重し、相手方を思いやる感性を重視し、取り組んでいる。	令和6年度も継続予定。
職員向け人権研修の実施	1. 市 新規採用職員を対象に「人権研修」を実施する。 2. 和歌山県市町村職員研修協議会 新規採用職員研修、一般職員一次研修、監督者二次研修、管理者研修のカリキュラム内において実施される「人権研修」を受講する。	総務課	1. 市 (1) 新採職員研修(前期)「人権啓発の推進について」 日程:令和5年4月4日 対象:新規採用職員 受講者数30名 (2) 新採職員研修(後期)「田辺市の人権尊重のまちづくりについて」 日程:令和5年10月2日 対象:新規採用職員(令和5年10月1日付け採用職員含む) 受講者数39名 2. 和歌山県市町村職員研修協議会 (1) 新規採用職員研修 日程:令和5年4月19日~21日 対象:新規採用職員 受講者数24名 (2) 一般職員一次研修(田辺市会場) 日程:令和5年4月12日~14日 対象:採用3年目職員 受講者数31名 (3) 一般職員一次研修(和歌山市会場) 日程:令和5年6月14日~16日 対象:採用3年目職員 受講者数2名 (4) 監督者二次研修 日程:令和5年10月19日~20日 対象:係長級5年目職員 受講者数17名 (5) 管理者研修 日程:令和5年11月9日~10日 対象:係長級1年目 受講者数23名	人権に関する意識の向上が図られる。	定期的、計画的に実施していく。
事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定

適切な接遇の実践に係る研修実施及び職員通知	<p>1. 市 新規採用職員を対象に「接遇マナー研修」を実施する。</p> <p>2. 和歌山県市町村職員研修協議会 専門研修として実施される「接遇マナー研修」を受講する。</p> <p>3. 市職員としての心構えと接遇等の実践、服務規律について、機会をとらえ、部長会を通じて、全職員に周知徹底する。</p>	総務課	<p>1. 市 (1) 新採職員研修(前期)「接遇マナー研修」 日程:令和5年4月3日 対象:新規採用職員 受講者数30名 (2) 新採職員研修(後期)「接遇マナー研修」 日程:令和5年10月2日 対象:新規採用職員(令和5年10月1日付け採用職員含む。) 受講者数39名</p> <p>2. 和歌山県市町村職員研修協議会 接遇マナー研修 日程:令和5年6月7日 対象:採用2年目職員 受講者数24名</p> <p>3. 内部通知 令和5年4月10日【副市長通知】 「市職員としての心構えと接遇等の実践について」</p>	継続的な取組みが重要である。	定期的、計画的に実施していく。
田辺市住民票の写し等の不正取得に係る本人告知制度	平成24年12月17日から施行し、平成24年度分から適用。住民票の写し等が不正に取得された場合に、本人にその旨を告知し、不正取得による本人の権利又は利益の侵害を防止するとともに、不正取得の抑止をはかる。	市民課	不正取得された本人に告知を行うことにより、権利利益を守るとともに、不正取得の抑止をはかる。	不正取得が発覚して、その事実が確定し告知するまでの期間が長期間に渡るため、告知が遅くなる。 事件についての写し等の利用状況については調査権がないため、新聞報道や国(県)からの情報に頼っている。	今後も継続する。
相談者や要保護者等の人権尊重	生活保護の受給者や相談者は、高齢や障害・傷病等、何らかの理由で生活に困窮されている方々であり、担当職員一人ひとりが常に相談者や要保護者の立場に立って対応するよう、係内会議等を通じて常に研鑽に努める。	福祉課	新たに配属されたケースワーカーのうち、社会福祉主事任用資格を持たない職員は、社会福祉主事講習を受講し福祉に携わる職員としての資質向上に努めている。 また、随時開催しているケース検討会などの係内会議では、個別ケースの検討を通じ、職員相互に対人援助技術の向上を図るとともに、職場内外における人権に関する研修、講演会に積極的に参加するように努めている。	生活保護への関心が高まる中、担当職員は、常に相手の人権を尊重した対応に努めている。	近年増加傾向にある複合的な課題への対応に際しては、関係部署と連携しながらより、一層対象者の人権に配慮した取組を進めていく。
事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定

田辺市事前登録による本人通知制度	平成25年10月1日から開始。住民票の写しや戸籍の附票の写し又は戸籍の謄抄本の発行を第三者等に交付した場合に、事前登録した者に対し、交付の事実を通知する制度。 不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図る。 平成28年4月からは、登録期間(3年間)を廃止し、更新手続を不要とした。	市民課	不正請求の抑止や早期発見。 不正取得による個人の権利侵害の抑止、防止に役立つ。	登録者数 481人 (令和6年3月1日時点) 通知件数 49件 (令和5年度)	制度の周知について、今後も広報やホームページ等を通じて積極的に継続していく。
------------------	---	-----	--	--	--

3. 人権教育・啓発の推進

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
企業・各種団体等での人権啓発	企業の評価を、経済的な面だけでなく、人権尊重や環境保護などの視点から評価する動きも一般的になってきた。このような状況下で、企業からの講師派遣の要望に基づき、指導員を講師として派遣する。	人権推進課	令和5年度は企業からの要望はなかった。	各種団体等への講師派遣(人権推進課職員)は実施したが、企業からの要望がなかったため、企業への周知方法が課題である。	企業における人権教育・啓発の取組を促進するため、田辺市企業人権推進協議会と連携して、学習相談への対応や情報・教材の提供、講師派遣などの支援を行っていく。
企業・各種団体等での人権啓発	各種団体での人権学習・啓発については、派遣要望に応じて人権推進課指導員を派遣する。また、市の人権行政について講座を希望する場合は、課長等が講師を務める。	人権推進課	令和5年度は6団体から要望があり研修を実施。 『田辺市人権尊重のまちづくり条例』について 講師は全て人権推進課 ・まちづくり学びあい講座(八幡町会館) 6月9日 参加者40人 ・田辺市人権擁護連盟本部理事研修 6月18日 参加者25人 ・公民館主事会 人権研修 8月8日 参加者14人 ・部落解放同盟和歌山県連合会青年部視察研修 11月19日 参加者30人 ・西部老人クラブ連合会人権研修会 11月30日 参加者43人 ・下芝ささゆり会 いきいき元気塾 12月8日 参加者11人	田辺市人権尊重のまちづくり条例制定後、様々な団体から研修の要望があり、周知のための研修を行うことができた。	令和6年度も継続予定。
事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定

人を大切にす る教育の推 進	各公民館において、「人を大切にす る教育」に基づき人権教育をより 積極的に展開するよう、公民館長、 生涯学習（人権）推進員、公民館 主事に対して指導を行う。	生涯学習課	主事会や生涯学習（人権）推進員会議など機会を通して、 「人を大切にする教育」基本方針に基づいた教育啓発活動 を展開するよう、共通認識と意思統一を行った。	「人を大切にする教育」基本 方針を確認することにより、統 一した考え方に基づいた事業 展開を図ることができた。	今後とも、あらゆる機会をとら えて、「人を大切にする教育」 基本方針については、確認の 取組を行っていくものとする。
	人権教育担当者会・管理職研修 会及び定例学校訪問等を利用し、 各学校・園に対して「人を大切にす る教育」の全体計画に基づき、人 権教育をより積極的に展開するよ う指導する。 また、各学校・園では教育計画に 基づき、道徳をはじめとした全教育 活動を通して人権教育を実践し、 児童生徒の人権意識の向上に努 める。	学校教育課	・年度当初の校長・教頭・園長会において、学校教育指導の 方針の説明の中で、人を大切にする教育の推進について指 導した。 ・令和5年5月から同年11月 にかけ、定例学校訪問を実施し、その中で人権教育を積極 的に展開するよう指導した。 ・人を大切にする教育主任・学習支援推進教員研修会は、新 型コロナウイルス感染症防止の観点から、実施せず「人権教 育」については各校による研修を行った。	学校訪問等を通じて、各学校 に指導することができた。ま た、各学校では教育計画に基 づき人権教育を推進しており、 児童生徒の人権意識の向上 を図ることができた。近年、 いじめ・インターネットによる 人権侵害、生活困窮者、外国 人、性的少数者など様々な人 権課題が上がっているため、 田辺市の実態に応じた研修 を今後も行っていく必要がある。	令和6年度も継続予定。
公民館 地域 別人権学習 会	市内の各公民館がそれぞれの地 域において、人権の重要課題に対 する基本的な認識を十分踏まえな がら、市民一人ひとりが人権課題 を発見し、身の周りにある具体的 な人権課題の解決に結びつくよう な人権学習会を開催する。 開催にあたっては、公民館長と公 民館主事が、生涯学習（人権）推 進員と協議し、公民館区ごとに各 種団体・機関等の協力を得ながら 人権学習実行委員会を組織して、 学習会の企画・運営等について協 議する。	生涯学習課	令和5年度は21会場で開催し、延べ782名の市民の参加 があった。テーマについては、各公民館が生涯学習（人権） 推進員を中心とした実行委員会において、ネットリテラシー や、障害、災害時の人権問題など、地域に合ったテーマを設 定し、多様なニーズに応えられるように努めた。	引き続き館長、主事と生涯学 習（人権）推進員、人権擁護 連盟理事が連携、住民参画に より地域の人権課題について 十分協議した上での企画、立 案に努めていく。企画、立案に あたっては、新たな法令等の 理解や周知に資する内容及 び社会情勢に応じて興味関 心や当事者意識を持ってもら えるようなテーマ設定を進め、 広報などで幅広い参加者を 得るための創意工夫を行うと ともに、開催時期や方法につ いて見直しを図りながら取組 を進めていく必要がある。	各地域の課題、諸問題等を踏 まえてテーマを設定し、実行委 員会の組織を中心に地域別 人権学習会を開催していくも のとする。
事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定

<p>田辺市民生 児童委員協 議会研修会</p>	<p>民生委員・児童委員は、その活動に当たり、個人の人格を尊重することはもとより、基本的人権に関する正しい認識に基づき活動を進めていくことが基本となる。田辺市民生児童委員協議会では、こうした人権意識の高揚を図るため、年に1回以上の人権学習会の開催または他機関が開催する人権講演会等への参加に努める。</p>	<p>福祉課</p>	<p>田辺市民生児童委員協議会では、事業計画の一つである「民生委員・児童委員の研修の推進」の中に人権学習の推進を位置付けている。例年、和歌山県民生委員児童委員協議会主催の研修会において人権学習に取り組んでおり、令和5年度においてはDVDを活用して、次の研修会において、人権学習を行った。</p> <p><和歌山県・和歌山県民生委員児童委員協議会主催> 令和5年7月 単位民児協会長・副会長研修会 人権研修DVD鑑賞 「カンパニユラの夢」</p> <p>令和5年9月 児童委員研修会 人権研修DVD視聴 「あなたの笑顔がくれたもの」</p> <p>令和5年12月 主任児童委員研修会 人権研修DVD視聴</p> <p>令和6年2月 新任民生委員・児童委員研修会 人権研修DVD視聴</p> <p>令和6年3月 ブロック別民生委員・児童委員研修会 (田辺市・西牟婁郡ブロック) 人権研修DVD視聴</p>	<p>田辺市民生児童委員協議会主催の研修、県民児協の研修を通じ、民生委員・児童委員活動の基本となる人格の尊重や人権意識の高揚について学ぶことで、会員個々の修養を図ることができた。児童虐待防止のための「あかちゃん訪問」事業についても継続して取り組んだ。</p>	<p>継続して人権学習、児童虐待防止活動に取り組みたい。</p>
<p>田辺市企業 人権推進協 議会</p>	<p>本協議会は、雇用者の人権を尊重し、企業内における人権教育及び啓発の取組を推進するため、関係機関等との連携を密にし、企業活動における人権課題の解決に資することを目的として、「会員相互の連絡連携」、「企業内人権教育及び啓発の推進」、「雇用の安定を図るための調査、研修及び指導」などを行う。</p>	<p>商工振興課</p>	<p>令和5年度の事業計画に基づき、研修会を実施した。 【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 明るく働きがいのある職場づくりを目指して、各事業所が自主的、主体的に研修機会をもてるよう啓発活動を推進します。 2. 企業内人権啓発を推進すべく、市人権推進課との連携の下、講師の依頼、啓発ビデオの提供等企業内研修会の開催を支援し、また、各種研修会の案内と参加の呼びかけに努めます。 3. 人権啓発に係る国や県等関係機関との連携を図り、人権啓発のための推進体制の充実に努めます。 	<p>現在、会員が48企業あり、7参与会員とともに、昭和58年度から令和5年度までに、延べ652企業、58,315人の参加により企業内研修が行われてきた。最近の実績としては、年間17~18社となっているが、さらに企業内研修の実施企業を増やす取組が必要である。</p>	<p>今後とも会員企業の募集に努めるとともに、企業内研修の実施企業を増やすべく、県の人権担当部署とも連携しながら、企業の代表者や研修推進員等を対象とした研修会等を通じ、より一層推進していく予定である。</p>

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
交通安全対策事業、田辺市暴力追放協議会事業、田辺地区防犯協議会事業	市民の基本的人権の根底となる生命を守り、安全・安心な生活を保持するため、警察署との緊密な連携を図りながら、交通安全対策事業（街頭啓発・指導等）及び暴力追放活動（決起集会・パレード等）並びに防犯活動（紀伊田辺駅前におけるマナーアップキャンペーン等）を行う。	自治振興課	<p>■交通安全対策事業</p> <p>①行政機関や民間の各種関係機関等で組織する「交通事故をなくする田辺市民運動推進協議会」で、春（4月6日～15日）・秋（9月21日～30日）の全国交通安全運動期間及び夏（7月11日～20日）・冬（12月1日～10日）の交通事故防止県民運動時に広報・啓発活動を実施した。</p> <p>・5月11日 市役所前で交通安全決起集会及び街頭啓発、龍神行政局前、消防中辺路分署前、大塔体育館前、熊野本宮大社前国道で街頭啓発を実施。田辺市役所内で田辺警察署と落語家 桂枝曾丸さんによる交通安全教室を開催。</p> <p>・7月11日 オークワパビリオンティ田辺店前、Aコープ紀南熊雄古道なかへち店前、Aコープ紀南熊雄古道ちかつゆ店前、熊野本宮大社前国道で街頭啓発を実施。</p> <p>・9月21日 オークワパビリオンティ田辺店前、中辺路コミュニティセンター前、Aコープ紀南熊雄古道なかへち店前、JA紀南鮎川支店（Aコープ）前、熊野本宮大社前国道で街頭啓発を実施。</p> <p>・9月23日 龍神道の駅「龍游」で街頭啓発を実施。</p> <p>・12月1日 オークワパビリオンティ田辺店前、熊野本宮大社前国道で街頭啓発を実施。</p>	<p>当地域は高齢者が関わる交通事故、横断歩行者事故の割合が高いことから継続した啓発活動が必要がある。</p>	<p>令和6年度も継続予定。</p>
			<p>■田辺市暴力追放協議会事業</p> <p>・7月13日、田辺市暴力追放協議会総会を開催。</p> <p>・10月27日、暴力追放決起集会及び街頭啓発パレードを開催。約200人の会員が参加し、暴力追放を呼びかけた。</p>	<p>すべての暴力をなくすための本事業を引き続き実施する必要がある。</p>	<p>令和6年度も継続予定。</p>
			<p>■田辺地区防犯協議会事業</p> <p>田辺警察署（生活安全刑事課生活安全係）を中心に防犯教室の開催や特殊詐欺防止対策等の犯罪防止啓発を実施した。</p>	<p>特殊詐欺等の犯罪者集団や、悪質商法業者から、高齢者が狙われることが多いことから、被害防止のための事業を実施する必要がある。</p>	<p>令和6年度も継続予定。</p>

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
人権映画会	<p>*事業:映画上映会</p> <p>*上映映画題名:「ジョバンニの島」</p> <p>*内容:第2次世界大戦直後、旧ソ連軍の北方領土占領によってふるさとを追われた一家を描いた色丹島が舞台のアニメーション映画。</p> <p>*目的</p> <p>田辺市人権擁護連盟大塔支部、田辺市女性会連絡協議会大塔支部、大塔自治連絡協議会、大塔地区民生児童委員協議会、身体障害者連盟大塔支部、大塔公民館、大塔老人クラブ連合会、大塔地区ボランティア連絡協議会、大塔赤十字奉仕団の9団体共催の事業で、5年度は「戦争と人権」をテーマとし、特に小中学生、家族に多く鑑賞してもらえるようアニメーション作品を選定家庭で戦争や平和、人権について話し合う機会ができることを目的に開催しました。</p>	大塔行政局 総務課	<p>(実施内容)</p> <p>・日時:令和6年2月18日(日)</p> <p>①10:00~ ②13:30~</p> <p>・場所:大塔総合文化会館</p> <p>・参加者:49名</p>	<p>今回は、昨年度の6団体(田辺市人権擁護連盟大塔支部、田辺市女性会連絡協議会大塔支部、大塔自治連絡協議会、大塔地区民生児童委員協議会、身体障害者連盟大塔支部、大塔公民館)に加え、大塔老人クラブ連合会、大塔地区ボランティア連絡協議会、大塔赤十字奉仕団の3団体に参加いただき、計9団体の共催で開催しました。</p> <p>例年より幅広く参加の声掛けをすることができました。小中学生、家族の参加を促すため、戦争をテーマにしたアニメーション作品を選定しましたが、小中学生は4名の参加にとどまりました。</p> <p>次年度以降、同様に映画会を実施する場合は、多くの方が参加、特に若年層が参加してもらえるような作品選定及び開催時間等改めて検討していきます。</p>	令和6年度においても、大塔生涯学習フェスタの一環事業として9団体共催で開催予定。
人権啓発物品の配布	龍神地域の小中学校及び龍神分校に対し、人権擁護連盟龍神支部から人権教育活動として啓発物品(トートバック)を配付	龍神行政局 総務課	龍神小学校・上山路小学校・中山路小学校・咲楽小学校・龍神中学校・龍神分校及び龍神行政局・龍神教育事務所へ配布	龍神地域の小中学校に人権啓発物品を配付することで人権の意識付けができた。	事業の継続については今後、検討する。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
人権を考える学習会	田辺市人権擁護連盟中辺路支部、中辺路公民館、田辺市女性会連絡協議会中辺路支部、及び、中辺路町老人クラブ連合会の4団体共催による人権学習会を開催した。	中辺路行政局総務課	毎年、田辺市人権擁護連盟中辺路支部と中辺路公民館が交互に企画しており、令和5年度は、中辺路公民館の企画で人権映画を上映した。 上映作品名 DVD「最高の人生の見つけ方」 参加者数 62人	参加者数の変動は開催内容によるところが大きい。今後も時事の人権問題に即した内容で開催していく。	令和6年度は、人権擁護連盟中辺路支部が企画し、11月の開催を予定している。
人権標語による啓発活動	中辺路行政局管内の小中学生を対象に人権啓発標語を募集し、入選者を表彰した。 入選作品は、中辺路公民館だよりと人権擁護連盟だよりで発表し、人権啓発カレンダーにも掲載して家庭や職場における人権啓発に活用している。	中辺路行政局総務課	平成15年度から継続する取組。令和5年度は、町内4校から児童生徒101人の応募があり、厳正な審査の結果、12作品が入選し、その中から、小学生の部1作品、中学生の部1作品を優秀作品に選出した。 入選作品を掲載した啓発カレンダーは、管内の保育園および小中学校に配布するとともに、支部理事による啓発活動として、中辺路文化祭で配布したほか、管内の各事業所等で活用されている。	応募率は9割以上と高く、標語を考える過程で子どもたちの人権意識の高揚が期待できるほか、入選作品の活用により、通年の啓発効果が見込まれる。	令和6年度は、7月の募集開始を予定している。
人権お話し会	小中学生各校代表者により、人権作文の発表会と講演会を開催。	本宮行政局総務課 本宮教育事務所	令和5年12月18日(月)本宮中学校体育館で開催。参加者67名。 ◆第1部 小・中学生人権お話し会(各小中学校代表9名による人権作文発表) ◆第2部 人権講演会「基礎学力・基礎体力・社会性～自殺志願者と関わって気づかされたこと～」 講師：くまのっ子児童家庭支援センター 藤藪庸一センター長 ◆過去の人権作文集を12月8日から27日まで、本宮行政局1階住民ロビーに展示。 ◆発表された作文は、作文集として製本し、本宮管内で各戸配布を行った。	一般参加者の参加増が課題である。	令和6年度も人権週間に開催予定。
二十歳のメッセージ募集事業	本宮行政局管内で実施している、二十歳を祝う会のときに、親・恩師・友人等に感謝のメッセージを書いていただき、メッセージボードを作成し行政局ロビーに展示。	本宮行政局総務課 本宮教育事務所	◆令和5年8月13日(土)「二十歳を祝う会」の際に家族などお世話になった方々への感謝の気持ちや故郷に対する思いを募集し、「祝う会」会場にて記入してもらう。これらのメッセージを9月末まで本宮行政局住民ロビーに掲示した。	メッセージを機に人権の大切さを考えていただけるようにしていくこと。	今後も家族やふるさとへの思いなど振り返る好機として継続して実施する。

4. 相談支援体制の推進

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
人権相談	市民の人権に関わる相談に応じ、適切な指導助言を行う。	人権推進課	<p>【相談場所】人権推進課</p> <p>【相談方法】電話4件 面談3件</p> <p>【相談内容】女性の人権関係 2件 こどもの人権関係 1件 障がいのある人の人権関係 2件 働く人の人権関係 2件 その他 1件</p> <p>*複数当てはまる内容あり。</p>	女性の悩みや相談には女性職員が応じることにより、利用者が、安心かつ容易に利用できる相談体制づくりに努めた。	相談窓口が最も身近な人権救済窓口としてその機能が発揮できるよう、誰もが安心して相談できる体制づくりや相談業務の適切な実施に努める。また、複雑・多様化する人権問題に対して、国・県・各専門機関との連携や協力を図りながら適切な指導や助言を行っていく。
登記・相続・人権相談	法務大臣の委嘱による田辺部会所属の人権擁護委員が相談員となって実施する。(旧田辺では年4回、龍神年6回、中辺路・大塔・本宮では各年2回実施)	人権推進課	<p>【相談場所】旧田辺 4回 龍神 6回 中辺路 2回 大塔 2回 本宮 2回</p> <p>【相談方法】面談</p> <p>【相談内容】旧田辺:人権相談 行政局管内:登記・相続相談、人権相談</p>	特設相談では、相続・登記に関する相談はよくあるが、人権相談は比較的少ない。	市のホームページや広報田辺のほか、ポスターの掲示等を引き続き行い市民の方に広く周知をしていく。
不登校児相談	不登校問題に関する相談窓口を適応指導教室に設け、随時、電話相談や面接相談を行う。また、不登校児童生徒に対しては、各学校との連携のもと適応指導教室への通級指導や家庭訪問等を行い対応する。	学校教育課	<p>【相談場所】適応指導教室</p> <p>【相談方法】電話・面談など52件</p> <p>【相談内容】学校支援・体験活動など通室対応、いじめ、不登校、友人関係、学業、家庭問題に係る内容</p>	様々な問題を抱える児童生徒が増加し、不登校の要因も多様化、低年齢化されており、適応指導教室の役割がさらに重要になってきている。	令和6年度も継続実施。
市民法律相談	市民が抱える法的措置の可能な相談について、法律専門家である弁護士が具体的なアドバイスや解決策を与える無料法律相談を毎月、月曜(原則)に開催する。	自治振興課	<p>【相談場所】本庁 36回 龍神 2回 中辺路2回 本宮 2回 大塔 2回</p> <p>【相談方法】面談 181件</p> <p>【相談内容】法律相談</p>	市民が専門家から法的解決策を教わることができる便利な制度である。	令和6年度も継続実施。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
消費生活・市民相談	多重債務や悪質商法、その他法的措置の必要な市民生活に関わる相談ごとについて、市民が身近に立ち寄ることのできる消費生活・市民相談を実施し、市民が抱えるそれぞれの課題を解決できるように助言・指導等を行う。	自治振興課	【相談方法】面談・電話 【相談内容】消費関係 223件 相続関係 11件 離婚関係 5件 多重債務関係 0件 その他 119件	問題解決のための助言や情報提供、啓発活動を行うことにより、市民の意識高揚やトラブル防止が図られ、安全で安心なまちづくりに寄与することができた。 相談窓口機能の更なる充実を図るため、関係機関との協力・連携を進めるとともに、担当職員の能力向上に努める必要がある。	令和6年度も継続実施。 また、担当職員の能力向上を図るため、研修会への積極的な参加に努める。
女性電話相談	女性が抱える様々な悩みに、女性相談員が電話で相談に応じる「女性電話相談」を実施する。(月曜日から金曜日(祝日を除く) 午前9時~正午まで)	男女共同参画推進室	【相談場所】男女共同参画推進室 【相談方法】電話 65件	悩みを誰にも打ち明けることができずに、一人で抱え込み苦しんでいる相談者に対して、その傷ついた心を癒すことができた。まず一歩を踏み出すことができるよう、相談者の気持ちに寄り添いながら問題の整理をし、自己選択ができるように支援しているので、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」への貢献度は高いと思われる。	令和6年度も継続実施。
一般健康相談	一般健康相談は、西部センター(デイサービスセンター)、南部センター、芳養児童センター、地域の集会所等で定期的実施する。 健康増進課、行政局住民福祉課では、電話及び窓口相談を平日に随時実施する。	健康増進課	【相談場所】西部センター、南部センター、芳養センター、地域の集会所等 91回 【相談方法】巡回型健康相談 381件 窓口相談、電話相談 771件 各種イベント、教室、相談 1,688件 【相談内容】糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防に関する相談や歯周疾患予防、骨粗鬆症予防、禁煙相談や健康に関する相談等	窓口相談・電話相談には、保健師・管理栄養士とも随時相談対応している。 巡回相談は定例的に実施しているが、参加者が固定している。	今年度も継続実施。 関係機関との連携を図り参加者数の拡充を図るとともに内容の充実に努める。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
ひきこもり相談	ひきこもり状態にある青年期の若者及び家族の来所、訪問、電話、メールでの相談を実施し、本人や家族を支え社会参加を促します。	健康増進課	【相談方法】電話相談 11件 来所面談 110件 メール相談 1件 訪問 22件 【特記事項】 基本的には家族相談は月1回、本人への定期相談は2週間に1回、訪問は月1回～2回、関係機関や他課と連携しながら実施した。	専任の職員を配置し、随時相談に対応できるような体制を整えているが、相談に繋がっているのは対象者の一部であると思われる。関係機関と定期的に検討会を開催し連携を図っている。	今年度も継続実施。対象者の内、ある程度把握できる教育関係機関との連携をさらに密にし、早期支援につながる体制作りを強化する。また、8050問題等に対応しうる新しい資源の構築に既存のネットワークを活用し取り組んでいく。
子育て相談	子育ての様々な悩みに対応する、子育て相談を実施する。 初めて親になった方が対象となる「すくすく教室」で心配ごと相談を実施する。	健康増進課	【相談場所】すくすく教室 【相談方法】電話・面談 85件 育児教室(すくすく教室)実施回数 16回 参加人数 67人	すくすく教室は、日頃悩んでいることを共有し解消したり、仲間づくりの場にもなっている。子育て相談では、赤ちゃんとかかわりなど身近な相談を気軽に受けてもらえるよう努めている。	すくすく教室では第1子を対象に案内を送付しているが、ハイリスク親子の教室参加等を促す機会の検討や個別での対応が必要である。また、母同士が交流できる場であり、育児の孤立化を防止する機会となっていましたが、参加人数が少なく、中止した回もありました。対象者ニーズを把握した上で、内容を変更することとしています。 電話相談では、限られた情報で適切な助言ができたか評価できないため、必要に応じ訪問事業で対応していく。
家庭児童相談	家庭における子育ての悩みや問題、また子ども達が安全・安心で健康やかに育つための環境づくりについて、家庭等からの相談の受付、学校や児童相談所等関係機関と連携した対応、その他調査や面接及び訪問等により家庭への支援を行う。	子育て推進課	【相談場所】家庭児童相談室 【相談方法】面談 139件 電話 479件 家庭訪問 154件 関係機関連携 795件 児童相談所連携 336件	養育者の育児不安の解消等、心理的な負担軽減ができた。また、児童虐待の相談や通告に対し、関係機関と連携し対応することができた。	関係機関と連携をとりながら、令和6年度も引き続き相談業務の充実に努める。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
隣保館相談事業	地域住民に対し、生活上の相談・人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う。	南部・西部・芳養センター	<p>【相談場所】南部センター 262回 西部センター 239回 芳養センター 225回</p> <p>【相談方法】面談 726件</p> <p>【相談内容】職業相談 南部センター 47件 西部センター 15件 芳養センター 14件</p> <p>健康相談 南部センター 33件 西部センター 9件 芳養センター 24件</p> <p>その他日常生活に関する相談 南部センター 182件 西部センター 215件 芳養センター 187件</p> <p>【特記事項】毎月一回、和歌山県就職促進相談員による職業相談や市の保健師による健康相談を実施した。地域住民から日常生活においての相談(市営住宅への入居や環境整備に関する事、介護予防、ひとり高齢者世帯、福祉に関する事など)に対応し、必要に応じて関係機関へ繋ぐと共に連携を図り見守り支援を行った。</p>	生活困窮者、市営住宅、介護予防、福祉などの相談で関係担当部署との連携を深め、迅速に対応出来るよう取り組む。	令和6年度も継続し実施していく。
自殺対策について	毎年度、街頭啓発の実施及び関係団体などの支援を実施。	やすらぎ対策課障害福祉室	<p>【特記事項】</p> <p>9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に合わせた啓発活動</p> <p>①市の広報紙及びHPやツイッター掲載による周知</p> <p>②市内2ヶ所のスーパー等街頭で相談先チラシ、啓発物品を配布</p> <p>③自殺予防啓発図書コーナーの設置(たなべる)</p> <p>④市庁舎及び市民総合センター玄関でのぼりの掲揚。</p> <p>⑤自殺予防 自死遺族交流会(わかちあい和歌山うめの花: 県主催)開催支援。</p> <p>市職員(係長級以上)を対象としたゲートキーパー養成講座を開催</p>	<p>啓発活動に係る予算が減少し、限られた予算内での事業実施となっている。</p> <p>令和元年度、田辺市第1期自殺対策計画を策定した。</p> <p>自殺対策計画は全庁的な計画であるが、各課の理解・協力が得づらい。</p>	<p>・9月の自殺予防週間・3月の自殺対策強化月間に合わせた啓発活動を実施</p> <p>・田辺市自殺対策計画において、各課の進捗状況を把握</p> <p>・ゲートキーパー養成講座開催</p> <p>・県主催の自死遺族交流会(わかちあい和歌山うめの花)の開催に協力。</p> <p>・第2期自殺対策計画策定</p>

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
障害者相談支援事業	<p>障害児者、その家族および関係者からの相談の窓口として、平成20年4月から、「田辺市障害児・者相談支援センター ゆめふる」を設置し、障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害）に関係なく相談を受けることができる体制へと整備を行った。</p> <p>4法人（田辺市社協、ふたば福祉会、やおき福祉会、県福祉事業団）から担当者（相談支援専門員）が常駐し、市民から気軽に利用してもらえる窓口となるよう、障害福祉室及び各法人が連携を取り、運営に努めている。</p>	<p>やすらぎ対策課障害福祉室</p>	<p>【相談場所】田辺市障害児・者相談支援センターにじのわ、基幹相談支援センターにしむろ</p> <p>市民総合センター内 随時 龍神行政局 12回 中辺路行政局 12回 本宮行政局 12回 大塔行政局 12回</p> <p>【相談方法】面談 電話</p> <p>【特記事項】 西牟婁圏域の相談支援体制の強化を図るため、令和2年4月、地域生活拠点等整備の中核的な機関である「基幹相談支援センターにしむろ」を設置し、「基幹相談支援センター等機能強化事業」の専任を2名とし、「障害者のための安心生活支援事業」の専任1名を配置する他、24時間対応支援員を置く等、相談支援事業所の役割強化や、障害者の自立に向けた1人暮らし支援等に取り組んでいる。</p> <p>令和3年度から西牟婁圏域が事業範囲となり、名称も「にじのわ」に変更し、相談員も4名から8名に増員となった。</p>	<p>相談実績 H29:9,237件 H30:9,303件 R1:9,055件 R2:8,592件 R3:8,901件 R4:7,529件 R5:8,623件</p> <p>相談件数が高止まりしている。令和2年度はコロナの影響で相談件数が減少し、以降増減を繰り返している</p> <p>教育・保育・高齢者・貧困等、問題が複雑に絡む困難ケースの受付も増加。他部署で対応すべき相談が、「にじのわ」に移行されるケースもあり、相談員の負担・及び難易度が増加している。</p> <p>市機能が新庁舎に移転したことに伴い、にじのわへの相談案内がすぐにできない場合も想定されるため、Web機能等を生かした対応を検討する必要がある。</p>	<p>今後も、現状の相談体制を継続していくが、市機能が新庁舎に移転したことに伴い、一次相談を障害福祉室で対応したうえで、にじのわ等につなぐケースが増加してくると思われる。</p>

5. 同和問題

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
「同和問題」啓発	「同和問題」を含めた研修会・講演会等の実施に向けた検討を行う。「同和運動推進月間」等、啓発の機会をとらえて他の人権課題とともに「同和問題」についての啓発（資料提供）を行う。	人権推進課	<p>・令和5年9月16日（土）に紀南文化会館大ホールにて、映画「破戒」の上映を行い、同和問題についての啓発事業を実施した。</p> <p>日時：令和5年9月16日（土） 第1部 10時 開演 第2部 14時 開演 場所：紀南文化会館大ホール 来場者数：第1部、第2部 計666人</p> <p>・11月1日～30日の同和運動推進月間には、同和問題に係る啓発物品の配布と共に街頭啓発を行った。</p>	<p>映画「破戒」上映を実施したアンケート結果では、「勉強になった。」「差別の深さについてよくわかった。」等、幅広い世代からの肯定的な意見が多く、同和問題を含む人権問題についての啓発として有効であった。</p> <p>同和問題については、半世紀以上にわたる、人権教育・啓発活動により市民の同和問題に対する理解は浸透しつつあるものの、県内においても依然として、行政機関に対する同和地区の問合せや、差別落書き、インターネット上における差別的な書き込み等が発生している。こうした中、田辺市においても自らの問題と捉え、今後もさらに啓発活動を継続していくことが必要となる。</p>	令和6年度についても継続して、同和問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施していく。
「住宅新築資金等貸付金」にかかる償還業務	同和対策事業の一つである「住宅新築資金等貸付金」についての経緯や目的を正しく理解して、個人情報等の取扱いに細心の注意を払いながら取り組む。	人権推進課	同和対策事業の一環として、居住環境の整備改善を図るために個人に貸付した資金の回収業務であり、貸付金は25年の償還となっている。滞納者については訪問や償還指導を行い、貸付金の回収を行なった。長期に亘り貸付金が回収できない場合は、法的手続や債権放棄など債権の整理を検討していく。	25年という償還期間は長く、その間、借受人の中には、収入減、死亡・病気などにより貸付金滞納が発生している。	生活が困窮している滞納者については、分納も考慮し、今後も粘り強く償還指導を行っていく。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各学校での教育活動、管理職研修会、人権教育担当者会、初任者研修	・児童生徒 田辺市教育委員会が策定している「人を大切にする教育」の基本方針を基に、人権教育の充実を図るよう各学校・園に指導する。特に同和問題に関しては、社会科を中心に教育活動全体を通じて、正しい知識と認識を深めるよう指導を行う。 ・教職員 管理職研修会などを通して、「人を大切にする教育」の基本方針についての研修を深め、同和問題を含めた人権教育の充実を図るよう指導する。	学校教育課	児童生徒 ・各学校において、「人を大切にする教育」の全体計画を作成し、実情に応じて人権教育を推進した。 教職員 ・令和5年5月から同年11月にかけて、市内全幼稚園（4園）及び小中学校（39校）を定例訪問し、人権教育を積極的に展開するよう指導した。 ・人を大切にする教育主任・学習支援推進教員研修会は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、実施せず「人権教育」については各校による研修を行った。	教職員の人権意識の向上を図ることによって、より充実した「人を大切にする教育」を推進することができた。	令和6年度も継続予定。
地域交流事業	地域住民を対象とした各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動等地域住民の交流を図るために、生花教室、茶道教室、健康体操教室、講演会などを実施する。	南部・西部・芳養センター	南部センター：なんぶフェスティバル・生花サークル・手話教室・健康体操教室・グラウンドゴルフ教室・各種サークル・グラウンドゴルフ大会・人権学習会・大津波避難訓練・防災訓練・夏の子どもを守る運動懇話会・補導巡回事業・町内美化運動などを実施した。 西部センター：生花教室・編物教室・グラウンドゴルフ教室・作品作り教室・西部人権の集い・防災学習会・防犯講演会・教育講演会などを実施した。 芳養センター：生花教室・着付教室・健康体操教室・自主防災事業などを実施した。	地域住民参加の教室や学習会・講演会等を開催することにより周辺住民との交流の輪が広がってきている。	令和6年度も事業継続及び広報活動の充実に努め、参加者等の増加をはかる。

6. 女性の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
審議会等委員への女性の参画促進	市役所各課における審議会等委員会への女性比率目標を34%とするとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努める。	男女共同参画推進室	令和6年3月末現在の田辺市の審議会等委員会における女性比率は21.7%であった。(なお、今回の令和5年度の調査については、対象となる審議会等を昨年度から変更し、62審議会等から35審議会等としている。)	委員構成が充て職となっている場合は、その職に就いている女性が少ないことや審議内容に関する知識・経験を有する女性の専門家が少ない。各種団体から推薦される委員はその団体の会長等役職者がほとんど男性であるため女性の参画が進まない、委員構成の固定化などの問題点がある。	令和6年度も公募制度の導入や、各種団体の役職者にかかわらず女性の適任者を推薦していただくなど、女性の視点が市の施策等に反映されるよう、引き続き女性比率目標達成に向け取組を推進する。
「第2次田辺市男女共同参画プラン」の推進	田辺市における男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進していくために、「第2次田辺市男女共同参画プラン」に基づいて、各施策の取組を推進する。	男女共同参画推進室	各課において男女共同参画社会の実現に向け、具体的施策として掲げた個々の施策の推進に取り組んだ。また、前年度(令和4年度)の進捗状況を点検・評価することにより進捗管理を行った。	概ね男女共同参画プランに沿った取組ができています。	令和6年度も継続実施。男女共同参画に関する施策の重要事項を審議する男女共同参画懇話会からいただいた意見を施策に反映させる。
各種講座・講演会等の啓発活動	男女共同参画に関する各種講座・講演会を開催し、誰もが個性と能力を活かし、いきいきと暮らしている男女共同参画社会の推進についての意識を啓発する。	男女共同参画推進室	○講座・講演会等を開催した。 ・11月26日「やばい!これ、アンコンシャス・バイアスかも?~自分の中の偏見や思い込みに気づくことから始めよう~」(連絡会企画)(参加者12名) ・12月2日「相談支援ステップアップ講座『知っておきたい若年層の性暴力・性被害の実情~子どもたちを守るため~』」(DV被害者支援の会ニュースタートとの共催)(参加者13名) ・12月16日女子野球タウン事業講演会「夢ある限り努力は無限」「女性が輝ける田辺市へ」(田辺市スポーツ振興課との共催)(参加者41名) ・1月21日「LGBTQって?」(推進員企画)(参加者30名)	アンコンシャス・バイアスの講座では、自分の中の偏見や思い込みに気づかせるような内容であった。若年層の性暴力・性被害についての講座や多様な分野における女性参画を推進する社会についての講演会を開催した。その他LGBTQについての講座では、多様性について理解を深め、誰もが自分らしく生きやすい社会について考えるきっかけにもなった。様々なテーマで男女共同参画について学ぶことができた。	令和6年度も継続実施。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
DVやセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動	DVやセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行う。	男女共同参画推進室	<p>○DVを防止するため啓発活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画啓発紙「ゆう」（年3回発行）にDVに関する記事を掲載した。（11月発行分に掲載） ・「女性に対する暴力をなくす運動期間」（11月12日～11月25日）にあたり、スーパーマーケットやJR紀伊田辺駅前街頭啓発をするとともに、「広報田辺」11月号にDVに関する記事を掲載した。 ・DV被害に対する相談機関に関するリーフレットを案内カウンターに配置し提供した。 <p>○セクシュアル・ハラスメントや性暴力を防止するため啓発活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ等を案内カウンターに配置し提供した。 <p>○「相談支援ステップアップ講座『知っておきたい若年層の性暴力・性被害の実情～子どもたちを守るため～』（DV被害者支援の会ニューススタートとの共催）（参加者13名）（再掲）において、若年層の性暴力・性被害について学んだ。</p> <p>○市の公式SNSのツイッター、フェイスブック等でも性暴力防止の情報を発信した。</p>	「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあたり、全戸配布の「広報田辺」において記事掲載をすることにより、人権侵害であるDV防止啓発についての認識を広めることができた。	令和6年度も継続実施。
女性電話相談（再掲P.22）	女性が抱える様々な悩みに、女性相談員が電話で相談に応じる「女性電話相談」を実施する。（月曜日から金曜日（祝日を除く）午前9時～正午まで）	男女共同参画推進室	4. 相談支援体制の推進を参照。		
住民基本台帳事務における支援措置	DV、ストーカー行為等及び児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に係る閲覧請求及び住民票の交付請求並びに戸籍の附票の交付請求に関して、被害者の住所を探索することを防止し保護する。	市民課	DV、ストーカー行為等及び児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に係る閲覧請求及び、住民票・戸籍附票の交付請求に関して、加害者が被害者の住所を探索することを防止し、保護する。	対象者が増加の傾向にある。	保護対象者の住民票等の交付については、今後もより注意深く対応していく。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進	女性が活躍していることを広報し、女性職員の割合を増やす。	消防総務課	・女子学生等を対象とした職業説明会に参加した。(8回) ・女子学生等を対象としたオンラインによる庁舎見学会を実施した。(2回) ・女性消防吏員の活躍を積極的に情報発信するため、ポスター・リーフレットを活用し高等学校等に対する広報を実施した。	広報の成果が現れてきていると考えているが、女性も活躍できる職場であるということがより浸透するよう、更に取組を推進する必要があると考えている。	消防は、男性の職場というイメージもある中、今後も女性が活躍していることを積極的に、広報・啓発をしていく。
女性消防団員の火災予防啓発活動、救急講習活動等の充実	女性の能力を生かした火災予防啓発活動や救急講習活動等を実施する。	消防総務課	防火指導、予防広報活動等:17回 救命講習:27回 ※音楽隊の活動回数は除く。	消防団活動は、災害に直接対処するだけでなく、高齢者や地域社会に対する予防活動も非常に重要であり、女性消防団員の活躍が大いに期待される。 また、子育てを経験した女性消防団員が行う、子どもの予防救急を含めた講習については、より効果的なものになっていると評価している。	令和6年度も継続

7. 子どもの人権

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
児童館活動(人権教育総合推進事業)	校区全体を視野に入れ、子どもの基礎学力向上、基本的生活習慣の確立、進路の保障や地域で子育てを支援するための取り組みを推進する。	田辺市児童館	(末広)計算教室、中学生クラブ、英語で遊ぼう、なんぶフェスティバル、外国の文化にふれよう:中止、野外福祉学習:中止、新赴任者研修会、親子遠足、子どもみらい子育てのつどい、子どもの生活と学力を考える会、人権教育講演会、学校訪問の実施、館内会議(保育所、小学校、中学校、児童館で支援の必要な児童生徒への対応を共有)。 (天神)「関係者会議」の充実(要支援の必要な児童生徒への対応協議)、子育て教室、西部サマーキャンプ等の実施。	・地区の子どものみならず、現在の子どもが抱える課題(学力課題・生活課題等)について、校区全体を含め取り組みを行った。子ども自身だけでなく、親自身の生活との関わりも大きく影響されることから、家庭の課題についても引き続き働きかけていく必要がある。	・子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化している現状を捉え、関係機関等との連携をより密にし取り組みを進める。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
児童館活動 (子どもを育成する活動)	異年齢の子どもによる集団遊びや各種活動等を通して、子どもの協調性や社会性を育成するとともに子どもたちが命を大切にすることを学び、人を思いやる心が育まれるよう努める。	田辺市児童館	<p>【野外活動】(末広)夏野菜づくり:中止、わくわくお泊り体験会、中学生クラブキャンプ、野外福祉学習:中止、体験学習会、防災学習(避難訓練)。(天神)防災学習(避難訓練)。(芳養)自然科学(施設見学)</p> <p>【スポーツ活動】(末広)バスケットボール(地域スポーツクラブとの共催)、田二小校内バスピン大会及びふれあいバスピン大会(東部・南部公民館)への協力。(芳養)ダンス教室、子どもクラブマラソン大会。</p> <p>【文化活動】(末広)七夕飾り付け、おやつ作り、工作教室、英語で遊ぼう、なんぶフェスティバル(作品展示)、外国の文化にふれよう:中止、体験学習会(世界遺産学習)。(天神)工作教室、英語で遊ぼう、あそび広場、児童館まつり。(芳養)児童館まつり(子どもまつり)、茶道教室、おり紙教室、チャレンジ教室。</p> <p>【学習活動】(末広)計算教室、国語教室、中学生クラブ。(天神)学びの部屋、土曜クラブ(熊野古道道普請ウォーク等)。</p> <p>【広報活動】(3館)児童館だよりの発刊、田辺市ホームページ掲載、各種案内チラシ。</p>	<p>・児童館だよりの発刊や、ホームページ等で校区全体並びに田辺市内に情報を発信することにより、多くの子どもが児童館活動に参加し、子どもが安心して遊べる「居場所」として認知されている。</p> <p>少子化や学校の完全土曜休業に伴い放課後の時間が短くなったことや、日常生活での行動の多様化により、利用者が減少傾向にあり、特に中学生の利用については、クラブ活動や塾通い等の理由から、小学生に比べてその傾向が顕著に表れている。</p> <p>児童館の主な事業対象は、以前は館の所在する小学校区、中学校区に限られていたが、現在では他校との交流事業の実施や、他地域からの教室、事業への参加についても積極的に取り組んでおり、更なる充実のため、地区公民館や各種団体との連携した取り組みが必要である。</p>	<p>・子どものニーズに加え保護者のニーズをも把握し、3館でそれぞれ実施した事業を検証し、各地域(館)に合った魅力ある事業を展開していく。</p>

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
児童館活動 (子育て家庭を支援する活動)	子育ての中で悩みや孤立感を感じる保護者に対して、教育相談を行う。また、子育て講座を実施し、家庭教育の充実を図るとともに関係機関と連携し、子育て家庭を支援する活動を行う。また、乳幼児と保護者を対象にした「おやこのへや」を児童館内に開設し、子どもが安心して遊べる場、子どもや保護者の交流の場を提供する。	田辺市児童館	(3館)乳幼児と保護者を対象に「おやこのへや」を開設。 (末広)教育相談日を月2回実施。 (天神)おはなし会(読み聞かせ)、親子工作教室、親子リトミック、もく育教室、「てんぐとかっぱとかみなりどん」。 (芳養)教育に関する相談を随時実施。	・教育相談については、家庭訪問や担任及び保護者との話し合いなど、3館それぞれの手法で実施し成果を挙げることができた。就学前の乳幼児と保護者を対象にした「おやこの部屋」、「フリースペースちびっこ」は、数少ない屋内の居場所として、また子育て中の保護者同士の交流の場として、コロナ禍以前の状況に戻りつつある。この状況を維持していき、更なる利用促進に向け、3館連携して取り組んでいく必要がある。	・教育相談や子育て講座については、学校、担任とも連携し実施していく。「おやこの部屋」等については、引き続き消毒等の対策を講じながら、3館全て利用してみたいと思っただけのような、それぞれの館が魅力のある、オープンな居場所づくりを目指し取り組んでいく。
児童館活動 (地域活動を推進する活動)	地域ぐるみで子どもを守り育てる活動・ネットワークづくりを、学校や隣保館、地域の各種団体と連携して推進し、児童館が中心的な役割を果たしていく。また、子どもクラブ等の活動の支援とリーダーの育成に取り組む。	田辺市児童館	(末広)新赴任者研修会、親子遠足、なんぶフェスティバル、子どもみらい子育てのつどい、子どもの生活と学力を考える会、夏の子どもを守る運動懇話会、夏の巡回補導、学童保育所訪問の実施、六者会議(保育所、小学校、中学校、隣保館、公民館、児童館)。 (天神)関係者会議(保育所、認定こども園、小学校、中学校、児童館)、教育講演会「楽しい子育てのためのレシピ」、児童館まつり・西部人権の集い。 (芳養)児童館まつり(子どもまつり)の開催、子どもクラブマラソン大会。	・地域にある隣保館、公民館、学校等の施設と連携し、町内会や関係団体等と協働して「天神児童館まつり」、「なんぶフェスティバル」、「芳養児童センターまつり(子どもまつり)」、「夏の子どもを守る運動」等を実施することができた。地域の拠点として児童館が関係機関と連携しながら、地域における子どもの健全育成に取り組むことができた。館事業の充実を図るとともに、地域活動には不可欠なリーダーの育成に努めることが重要である。	児童館活動により地域住民、世代間交流が活発になるよう、子どもクラブ等の地域活動を支援し、併せてリーダーの育成に取り組む。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
たなべ人権フェスティバル	子どもたちに人権の根幹となる豊かな感性を育成するため、発達段階に応じた子ども向けのミュージカル(就学前・小学生低学年が主な対象)を開催する。	人権推進課	令和元年度より新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンライン配信で実施をしていたが、本年度は紀南文化会館大ホールにて開催することができた。 日時:令和6年3月10日(日) 13:30開演 場所:紀南文化会館 大ホール 演目:第1部「歌のおねえさんとみんなの輪」 第2部「三匹のこぶた」 出演:劇団カツパ座 応募者数:273世帯958名 来場者数:231世帯821名	5年ぶりの紀南文化会館大ホールでの開催であったが、アンケート結果も好評で引き続き実講演を望む声が多かった。	子どもと保護者が楽しみながら人権を考える機会を提供するとともに、演劇作品を通じて『相手を想う心、みんなが幸せに生きていくことの大切さ』を育むことができるように、今後も継続して事業を実施する。 令和6年度についても実公演での開催を予定している。
体験活動の実施	児童生徒の「豊かな心」の育成と人権意識の向上を図る為に、教育活動の中に体験的活動を積極的に取り入れる。	学校教育課	市内全中学校2年生を対象に、職場体験学習又は、職業講話などのキャリア教育を実施。市内殆どの小学校(5年生)において宿泊体験を実施したが、新型コロナウイルス感染症防止対策を行い、内容を工夫して取り組んだ。森林環境教育とし8校(内4校は1泊2日)が森林について体験学習を行った。また農業体験学習を市内小中学校39校で、各学校の特色を浮かして取り組んでいる。また各学校の実情に応じて、福祉体験活動及び自然体験活動などを取り入れた。	新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、様々な体験活動を取り入れることにより、児童生徒に豊かな心を育成することができた。また、体験活動を実施する際には安全対策を充分にとることが大切である。	令和6年度も継続実施。
体罰やいじめの根絶	児童生徒一人一人に対してよりきめ細やかな指導ができるよう各学校に指導する。	学校教育課	・校長会、教頭会、また学校訪問等を通じて、体罰の厳禁、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応、継続的な支援と指導についての指導を行った。 ・各学校で作成した「学校いじめ防止基本方針」に則り、いじめ防止の取組を進めた。	体罰やいじめ根絶の指導を重ねることで、学校全体の協働体制の重要性の意識が高まった。	令和5年度も継続実施。
日本語指導助手による児童生徒への学習支援	外国出身または家庭で親の母語を使って育つことにより、日本語習得が十分にされないまま小学校に入学する児童に対して、日本語指導助手による支援を図り学習の保障を行う。また、学校生活への不安や戸惑いの軽減につながるよう担任との連携を図る。	学校教育課	日本語指導助手による支援については、小・中学校で実施し連携を図りながら、系統的な学習支援を行った。	就学前において児童の育ってきた環境等により日本語の習得に差があり、また中学校に進学した生徒に関しては、卒業後の希望の進路を実現するため、学習の保障を個々に充実させる。	対象児童の進級・進学に併せて、日本語指導助手による支援について、令和6年度も小中学校での実施を行う。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
児童問題対策地域協議会の設置運営	児童問題対策地域協議会において、児童虐待に関する情報交換、関係機関の連携・協力体制の推進、児童虐待防止啓発等を行う。	子育て推進課	代表者・実務者・個別ケース検討の各会議を開催し、要保護児童と家庭の支援について協議・検討した。 また、同会主催で児童虐待防止推進月間に合わせ、11月1日に市内4か所で街頭啓発を実施した。	児童虐待防止のため、協議会のさらなる活用と、児童虐待防止啓発を進めていく必要がある。	庁内関係部署及び関係機関等と連携をとりながら、令和6年度も引き続き児童虐待防止及びその啓発に努める。
第2期「田辺市子ども・子育て支援事業計画」に基づいた施策の推進	少子高齢化の進行等により子育て環境が大きく変化していることから、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支えあいの仕組みを構築する必要があり、田辺市では計画を策定。令和2年度からは第2期計画に基づき、個々の事業の推進状況の点検・評価を行うことによって効果的な事業実施を進める。	子育て推進課	令和2年度から5年間の期間とする第2期田辺市子ども・子育て支援事業計画に基づき各課が実施した事業について、担当課が評価・検証を行った。各事業の進捗状況については「田辺市子ども・子育て会議」にて報告し、審議した。	毎年度計画事業の見直しとともに、評価・検証を行っている。	令和6年度も継続して、事業の拡充を図る。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
子育てしやすい環境づくり	安心して子どもを生み育てやすい環境を整え、子どもを心身ともに健やかに育てるため、思春期、妊娠期から子育て期に健診・相談・健康教育等の事業を実施する。	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・田辺市一般不妊治療費助成事業 44件 ・田辺市妊婦健康診査費助成事業 66件 ・マタニティスクール、パパママ教室参加者 124人 ・妊婦訪問、こんにちは赤ちゃん事業（新生児訪問・産婦訪問含む）、乳幼児訪問、未熟児訪問 延べ訪問件数 760件 ・乳幼児健診・相談 2,392人 ・子育て講演会 実施回数 1回 参加人数42人 ・予防接種事業 延べ接種人数 10,127人 ・5歳児アンケート回収人数501人 ・5歳児発達相談実施回数 7回 参加人数 58人 ・ひまわり相談実施回数 99回 延参加人数 362人 ・出産・子育て応援交付金事業 面談実施件数 妊娠届出時 351件（内転入16件）、妊娠8か月時（妊娠8か月アンケートからの希望者） 11件、出産後（赤ちゃん訪問実施時） 322件 出産応援交付金の給付を受けた人（令和5年4月～令和6年3月末まで） 360件 子育て応援交付金の給付を受けた人（令和5年4月～令和6年3月末まで） 283件 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの出産を望む夫婦に対し、費用を助成することで、不妊治療を受けやすい環境づくりを図ることができた。 ・妊婦健診に係る経済的負担の軽減を図ることで、妊婦の健康管理を充実することができた ・こんにちは赤ちゃん事業は全戸訪問を目指し、訪問率は9割を超えているが、依然として訪問できない家庭がある。健診・相談事業では、子どもの健やかな発達を促し、病気や障害の予防と早期発見、早期療育のため、受診率、接種率向上に努め、高い受診率を得られた。 ・パパママ教室・マタニティスクールは、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般不妊治療費助成事業についての周知に努める。こんにちは赤ちゃん事業の訪問率向上に努める。 ・虐待予防の観点から、訪問等で健診未受診者の状況把握に努める。 ・発達等に課題のある児童や保護者が、必要時、相談に來所できる体制を充実させていく必要がある。 ・パパママ教室やマタニティスクールについては、特にマタニティスクールで参加者が少ない状況であり、今後教室内容等の検討が必要である。また、ハイリスク妊婦・親子に対しての支援方法について検討していく必要がある。

参加者が減少していたが令和5年度には増加した。乳幼児健診については、対象者が減少したことにより、参加者数も減少している。

- ・発達等に課題のある児童や保護者を対象に、各種健診・相談・アンケート等を有効に活用しながら、必要な方に来所を促し、相談・フォローが受けられる体制を提供しながら、適切な就学に繋げることができた。
- ・妊娠届出の際に、就労や里帰り、パートナー、支援者などについて以前より詳細に聞き取ることにより、具体的な支援に結び付きやすくなった。妊娠8か月時に面談を実施することで地区担当保健師と顔つなぎをすることができ、産後の赤ちゃん訪問や母親からの相談がスムーズに実施しやすくなった。

・出産子育て応援事業を実施する事で妊娠から出産・産後、育児期における面談のほか、継続的な相談の実施や子育てに関する情報発信を通じて、出産・育児に必要な支援につなげていく必要がある。

8. 高齢者の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
隣保館デイサービス事業	障害者及び高齢者等の自立を助長し生きがいを高めるために、創作・軽作業、日常生活訓練等を行う。	南部・西部・芳養センター	隣保館デイサービスセンターに設置しているヘルストロンや健康器具を利用した機能回復訓練、高齢者の歩行訓練を実施した。 南部センター：南部デイクラブ（月1回介護予防のための講座）事業を実施した。 西部センター：高齢者の健康増進を図るための介護予防教室などを実施した。	隣保館デイサービスセンターの利用について、広報啓発等により多くの方に周知することができた。	より多くの方に利用してもらえるように、広く啓発し、生きがいづくり、交流の場を提供する。介護予防としては、健康づくり講座などを実施する。
住民バス運行事業の再編整備	過疎地（公共交通不便地域）における、交通弱者等の日常生活の利便向上を図ることを目的に、地域住民の交通手段の確保に努める。	企画広報課	幹線道路は民間路線バス、各行政局管内の交通空白地については、住民バス（市町村運営有償運送）により支線を運行し、幹線を運行する路線バスへ接続することにより、交通弱者等の日常生活に必要な交通手段を確保している。 住民バスについては、地域住民の要望に応じて運行内容を拡充し、また、平成26年4月以降の民間路線バス事業の再編により、廃止となった路線について、その必要性について関係者と協議し、運行内容を検討した上で、住民バスによる代替運行を実施している。 令和5年度は、住民バスの運行方法の見直しに取り組み、令和6年度から、中辺路地域と大塔地域において、路線にとらわれず予約に応じてエリア内を走行する形態を導入し、自宅近くで乗り降りできるようにすることで、利便性の向上を図った。	市民から交通手段の確保に関する要望が多く寄せられる中、交通事業者の協力のもと、区域運行の導入など利便性の向上に努めているが、利用者数の減少、乗務員不足等により、今後も民間事業者の厳しい経営状況が続けば、事業の縮小等により、更なる交通不便地域の拡大が懸念される。	令和6年度は、令和2年に改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域の多様な輸送資源を最大限活用した上で、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保するため、新たな地域公共交通計画を策定する。
都市計画マスタープランに基づいた施策の推進	「田辺市高齢者保健福祉計画」及び「県の福祉のまちづくり条例」を考慮した都市計画マスタープランを令和元年7月に改定した。都市計画事業において計画段階からバリアフリーを盛り込む。	都市計画課	田辺市都市計画マスタープランに基づく、道路・公園等の具体的な都市計画事業の推進。	このマスタープランにおいて、バリアフリー・ユニバーサルデザイン・市民参画等に配慮した都市計画を進めていく方針付けを行っている。	今後も引き続き、この田辺市都市計画マスタープランに基づき、道路等の具体的な都市計画事業を推進して行く。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
建築物の設計、改修等	建築物の計画、改修時に「田辺市高齢者保健福祉計画」及び「県の福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を推進する。	建築課	新庁舎整備において、車いす利用者用駐車区画だけでなく、歩行困難な高齢の方等が利用できる「ゆずりあい駐車区画」を設けている。また、段差を設けない通路や、階段等段差のある箇所は段を容易に識別できるような色彩区別、正面玄関やトイレの一部に音声案内機器の設置、大きめの階数表示など、視認性に配慮した整備を行っている。 新庁舎以外の公共施設整備においても、段差のある出入口へのスロープおよび手すりの設置等に取り組んでいる。	県の福祉のまちづくり条例の設計指針に基づいて設計を行い整備するだけでなく、施設利用者や利用内容等を考慮したより望ましい施設整備に取り組んでいる。 既設改修においては、構造躯体や施設使用状況等制限があるが、その中で可能な限りの整備に取り組んでいる。	今後も県の福祉のまちづくり条例基準のクリアを到達目標とは考えず、その施設の利用内容等を考慮し、必要以上に過度にならない範囲で、より利用しやすい施設整備に努める。
田辺市高齢者障害者虐待防止ネットワーク委員会の開催	地域包括支援センターの業務である権利擁護事業の中で、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、関係機関と連携し、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会を開催する。	やすらぎ対策課	7月27日に委員会を開催。障害者の事例について、意見交換、今後の体制整備について検討を行う。高齢ケース2件、障害ケース1件、個別ケース検討会を開催した。	対応の施策に関して庁内の関係各課の他、警察、介護事業所、医療機関などの関係機関との連携ができてきている。 養護者支援としての保健所への協力依頼も行いつつ、虐待ケースの対応後の定期的なモニタリングも行い、必要に応じ終結をするようにしている。	令和6年度も必要に応じて開催の予定。個別の事例についても、定期的にモニタリングを行っていく。
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者が家庭・地域等社会の各分野で、豊かな経験と知識・技能を生かし、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、各老人クラブ連合会と委託契約を結んで老人クラブの活動を基本に実施する。	やすらぎ対策課	旧田辺市については連合会及び地区毎に、旧町村については連合会毎に下記の事業を実施した。 ・グラウンドゴルフ大会 6回、計195名参加 ・手芸教室 3回、計104名参加 ・演芸大会 4回 計401名参加 ・フラワーアレンジメント 1回、60名参加	高齢者の生きがいと健康づくりには欠かせない事業である。 事業については、趣向を凝らした取組が行われ継続実施している事業が多い。	令和6年度も継続

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
紙おむつ等購入費支給事業	要介護1～3に認定され、かつ常時失禁がある等、紙おむつ使用の必要性が認められる市民税非課税世帯に属する要介護者を現に在宅で介護している家族等に紙おむつ等購入費を支給する。	やすらぎ対策課	延べ 342件、5,315,890円支給。	高齢者とその家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減できたと思われる。	令和6年度も継続
家族介護用品購入費支給事業	要介護4または5に認定されている市民税非課税世帯に属する要介護者を現に在宅で介護している家族等に介護用品購入費を支給する。	やすらぎ対策課	延べ 304件、8,890,329円支給。	高齢者とその家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減できたと思われる。	令和6年度も継続
家族介護慰労金支給事業	要介護4または5に認定され、市民税非課税世帯に属する在宅の要介護者が、過去1年間介護サービスを受けなかった場合に、現に介護している家族に慰労金10万円を支給する。	やすらぎ対策課	100,000円×1名=100,000円支給。	当該家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減、要介護高齢者の在宅生活の維持及び向上が図れたと思われる。	令和6年度も継続
安心安全コールサービス事業	市内のひとり暮らしの高齢者及び重度身体障害者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病又は災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、看護師及び保健師が常駐するコールセンターが24時間体制で健康相談を受け付ける。	やすらぎ対策課	市内のひとり暮らしの高齢者及び身体障害者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病又は災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図った。 緊急通報装置は、利用者が緊急ボタンを押すことによりコールセンターに通報され、必要に応じ消防署へ連絡される。	ひとり暮らしの高齢者等が、安心して生活が送れる。	令和6年度も継続
徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊行動が認められる認知症高齢者を介護する家族に対し、徘徊高齢者が徘徊した場合に早期発見できるシステムを利用し、その居場所を伝えることで事故を未然に防止し、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。	やすらぎ対策課	徘徊行動が認められる認知症高齢者を介護する家族に対し、徘徊高齢者が徘徊した場合に早期発見できるシステムを利用し、その居場所を伝えることで事故を未然に防止し、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。 徘徊高齢者が探索器を所持することにより、現在位置が確認できる。	介護する家族の身体的・精神的負担が軽減されている。	令和6年度も継続

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市シルバー人材センター運営費補助金の交付	高齢者の方々が長年培ってこられた知識・経験・技能を活かし、福祉の受け手ではなく、地域社会の担い手としていきいきと働く、あるいはボランティア活動をはじめ、様々な社会活動の参加につなげるために補助金を交付する。	やすらぎ対策課	シルバー人材センターでは、定年退職後、常用雇用は望まないが、自己の労働能力を活用することにより収入を得るとともに、自らの生きがいの充実、社会参加を希望する高齢者に対し、臨時的かつ短期的な仕事を組織的に提供している。また、高齢者の方々が長年培ってこられた知識・経験・技能を活かし、福祉の受け手ではなく、地域社会の担い手としていきいきと働く、或いはボランティア活動を始め、様々な社会活動の参加につなげていただいている。本部を始め、各行政局管内の支部に対する運営費補助を行った。	シルバー人材センターでは、合併後は、各管区内に支部を設け、地域住民の方々に対し、安心して支援を依頼していただけるよう努めていただいている。	令和6年度も継続
田辺市徘徊高齢者見守りサポート事業	増加が予想される認知症徘徊高齢者の事故を出来る限り防止するため、徘徊高齢者の家族等から当該高齢者の写真や特徴を登録してもらい、行方不明時の捜索が円滑に出来るよう、見守りサポーターとして登録いただいた住民の方に写真等データを送信する。	やすらぎ対策課	徘徊高齢者の生活の安全を確保するとともに、家族等の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図る。	・田辺警察、消防本部との協議 ・見守りサポーターの養成 ・個人情報の管理	令和6年度も継続
高齢者の総合相談業務	高齢者が長年住み慣れた地域でいきいきとした生活が継続できるように、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員がそれぞれ医療、福祉、介護の専門職としての知識・技術を生かしながら高齢者やその家族に関する相談に対して総合的に応じている。5ヶ所の日常生活圏域ごとに設置している「地域型地域包括支援センター」を中心に、「在宅介護支援センター」をブランチ（窓口）として、総合的な支援を実施する。	やすらぎ対策課	相談に対し、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて権利擁護事業・介護予防ケアマネジメント・包括的継続的マネジメント事業に繋げることで、高齢者の安心できる生活を支えている。 令和5年度の相談件数：1,265件	高齢者世帯・認知症高齢者の増加に伴い、介護相談とともに認知症高齢者や権利擁護に関する相談件数が増加。成年後見制度の利用促進など高齢者の意思を尊重しつつ、より良い終末期を迎えるための支援の必要性が高まっている。さらに専門職種の確保が課題。	地域型地域包括支援センターと連携を行いながら継続して実施する。また相談支援の経験を重ねることでそれぞれの職員の資質向上を図るとともに、関係機関との連携を図っていく。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市長寿プラン2021に基づいた施策の推進	高齢者が住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現のため、次の取り組みを推進する。 1. 「地域の特性」を生かした高齢者を支えあう仕組みづくり 2. 介護者への支援 3. いきがいある暮らしへの支援 4. 就業等の支援 5. 健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸 6. 認知症高齢者への支援体制の充実 7. 地域包括支援センターの機能の充実 8. 介護保険サービスの提供と基盤整備 9. 介護保険サービスの質の向上及び適正化の推進 10. 自立生活への支援(介護保険外サービス) 11. 在宅医療・介護連携推進事業の推進 12. 高齢者の権利擁護の推進 13. 安全で暮らしやすく、災害によいまちづくりと住まいへの支援	やすらぎ対策課	田辺市長寿プラン2021に基づき、上記事業をはじめ高齢者福祉施策の総合的な推進に取り組んだ。	今後も続く高齢化の進行に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加に加え、単身や高齢者のみの世帯の増加への対応が課題となっている。	令和5年度に「田辺市長寿プラン2024」(田辺市高齢者福祉計画・田辺市第9期介護保険事業計画)を策定し、高齢者福祉施策の推進と安定した介護保険制度の維持を図る。
一人暮らしの高齢者等の緊急通報システムの運用	市内の一人暮らしの高齢者及び身体障害者から、火災や救急等の緊急時における通報を受診するとともに、迅速かつ適切な対応を図る。	警防課	令和5年中の状況 契約者 174名 田辺市安心安全コールサービス事業 1 火災出動 0件 2 救急出動 22件(搬送16件・不搬送6件)	運用上で特に問題や課題はない。	今後も継続実施。 ※事業の主管課はやすらぎ対策課。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
成年後見制度利用促進におけた取り組み(田辺市成年後見制度利用支援・あんしん生活支援事業)	<p>単身や認知症等による判断能力の低下に伴い支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域でできる限り生活を続けることをめざし、本人の自己選択を尊重し、状況に応じたさまざまな資源を活用するために、成年後見制度の周知や啓発、相談支援など成年後見制度利用促進基本計画(市町村計画)に位置づけられている中核機関の設置・協議体の設置による高齢者の権利を護る体制を整備する。また、家族や親族からの支援が期待できない高齢者の入院(入所)時の保証機能や生活支援や、将来直面しうる死後の準備などリスクの予防に努める事業を実施する。</p>	やすらぎ対策課	<p>令和5年度 権利擁護センターたなべにおける相談実績 144件 申立て支援 4件 あんしんネットワーク連絡協議会 2回開催</p>	<p>支援が必要な高齢者が多いが、成年後見制度の周知が進んでいないために、本人の判断能力に応じた十分な支援が行えておらず、組織的な体制整備が十分でない。家族や親族からの支援が期待できない高齢者の入院や入所の際に、金銭管理や身の回りの支援、身元保証や医療同意が問題になることが、制度的な整備が不十分。福祉部門だけで解決できる課題ではなく、医療機関や施設、医療・介護・法律などの関係団体との協議や調整などが行えるネットワークを構築していく必要がある。</p>	<p>成年後見制度利用促進計画(市町村計画)に権利擁護センターたなべを中核機関として、関係機関との協議を深めるとともに、相談機関としての役割を果たしていけるように体制強化を図る。</p>

9. 障害のある人の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
道路開設・改良工事における歩行者の安全な通行の推進	<p>市道改良工事にあたり、側溝・歩道等の段差解消・滑り止め施工等、歩行者の安全を図る。</p>	土木課	<p>歩行者がより安全・安心して通行することが出来るように、維持修繕として鋼製蓋等による滑り止めの設置、がたつきの解消、破損蓋の交換等、また、老朽が進んだ側溝等には改良工事などにより蓋付側溝の設置等の対応を行った。また、平成29年度に人権擁護連盟、障害福祉室と共に市街地(紀伊田辺駅を中心として)のバリアフリー化実地調査を行い、改善に努めた。</p>	<p>施工できた箇所については、一定の効果があつたと考えている。認定市道が約1,350kmあり、それに付随する側溝以外の排水路も多々あり限られた予算では、一気に解消できない状況である。</p>	<p>昨年に引き続き、歩行者がより安全に通行できるよう修繕箇所については迅速に対応、また、改良工事箇所については要望箇所を担当職員が現場を確認し、計画的に予算化して取り組んで行く。</p>

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
都市計画マスタープランに基づいた施策の推進(再掲P.28)	「田辺市高齢者保健福祉計画」及び「県の福祉のまちづくり条例」を考慮した都市計画マスタープランを令和元年7月に改定した。都市計画事業において計画段階からバリアフリーを盛り込む。	都市計画課	8. 高齢者の人権を参照。		
建築物の設計、改修等	建築物の計画、改修時に「田辺市障害者計画」並びに「田辺市障害福祉計画」及び「県の福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を推進する。	建築課	新庁舎整備においては、来庁者利用の戸を引戸・多目的トイレの戸を自動ドア・窓口カウンターやトイレの洗面カウンターを車いす対応とするなど、車いす利用者への利用に配慮した整備を行っている。また、各階にバリアフリートイレを設置し、オストメイトや介護用ベッドを分散配置することで、各機能を求める利用者が1つのトイレに集中し混雑することの無いようにしている。 新庁舎以外の公共施設整備においても、多目的トイレを県の福祉のまちづくり条例記載寸法を上回る回転しやすい半径(150cm→180cm)設定や、段差のある出入口へのスロープおよび手すりの設置等に取り組んでいる。	県の福祉のまちづくり条例の設計指針に基づいて設計を行い整備するだけでなく、施設利用者や利用内容等を考慮したより望ましい施設整備に取り組んでいる。 既設改修においては、構造躯体や施設使用状況等制限があるが、その中で可能な限りの整備に取り組んでいる。	今後も県の福祉のまちづくり条例基準のクリアを到達目標とは考えず、その施設の利用内容等を考慮し、必要以上に過度にならない範囲で、より利用しやすい施設整備に努める。
社会体育施設のバリアフリー化に向けた整備	市内の社会体育施設において、障害者が車椅子での利用が出来るように、スロープ等、可能な限り施設の整備充実を図る。	スポーツ振興課	社会体育施設について、施設のバリアフリー化についての検討、整備を行っている。	施設整備にあたっては、障害者が車椅子での利用が出来るなど、ユニバーサルデザインやバリアフリー化に留意し、障害のある方が利用しやすい施設整備に努めた。	整備を行った施設において、実際の利用者の声を聞きながら、他の施設も含めて改良、整備等を進める。
ペットボトルリサイクル業務及び容器包装プラスチックリサイクル業務の委託	プラスチック類をリサイクルすることにより、循環型社会の推進を目的に『田辺市障害者計画及び障害福祉計画』に基づき、市業務の障害者団体への委託に努める。	廃棄物処理課	ペットボトルリサイクル業務と容器包装プラスチックリサイクル業務の委託を行った。	一般就労への移行の促進に寄与できていると考える。 令和5年度中は残念ながら一般就労に移行できた者はいなかった。	令和6年度も継続委託を実施する。
事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定

聴覚・言語機能に障害があるなど音声による通話が困難な方を対象とした緊急通報システムの運用	ファクシミリや電子メール・スマートフォン等を利用し、聴覚や言語機能に障害があるなど音声による通話が困難な方からの緊急通報を受信するとともに、災害情報等を提供する。	警防課	令和5年中の状況 ●聴覚障害者ファクシミリ 登録者8名 ・緊急通報の受信:0件 ●メール119 登録者10名 ・緊急通報の受信:0件 ●NET119 登録者15名 ・緊急通報の受信:0件	運用上で特に問題や課題はない。	今後も継続実施。
障害者週間に合わせた街頭啓発活動	障害者週間中(12月3日から9日)に、自動車を使った街頭宣伝活動を行うとともに、障害者施設が作った啓発グッズと等を設置し、障害者に対する理解を深めてもらう活動を行う。	やすらぎ対策課障害福祉室	令和5年12月4日と5日に、スピーカー内蔵車による市内巡回とスーパー(田辺市3箇所)での街頭啓発を実施した。	障害者団体との連携を大切に実施している。障害者団体の会員減少、高齢化により街頭啓発が困難になってきている。	障害者週間中に街頭啓発活動等を実施予定。
福祉的就労の場である就労継続支援、就労移行支援を利用する障害者に対する支援事業	本支援事業を利用する障害者に対して、就労意欲の向上、個人負担の軽減のため、通所にかかる交通費と利用者負担の一部を補助する事業を実施する。	やすらぎ対策課障害福祉室	令和5年度においても、通所にかかる交通費と利用者負担の一部を補助する事業を実施した。	障害者の就労意欲の向上、負担の軽減につながっている。	補助を継続する。
「田辺市障害者計画」及び「障害福祉計画」に基づいた施策の推進	障害者計画では田辺市における障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定め、障害福祉計画では田辺市における障害福祉サービスの確保していく目標値を年度ごとに示している。令和2年度において、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画(計画期間:令和3年度~令和5年度)を策定した。	やすらぎ対策課障害福祉室	第3期障害者計画及び第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画に策定されている事案に取り組むとともに、令和5年度の進捗状況をまとめた。令和5年度において、第4期障害者計画及び第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画を策定。	各障害福祉サービスの見込量の達成ができるように、市と障害福祉サービス提供事業者等関係者との連携が課題。	第4期障害者計画及び第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の進捗管理を行う。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
「田辺市バリアフリー基本構想」の推進	基本構想におけるJR紀伊田辺駅、市役所本庁、市民総合センター及び紀南文化会館とそれらの施設を結ぶ主な道路のバリアフリー化を推進する。	やすらぎ対策課障害福祉室	田辺市バリアフリー基本構想において取り組むとしていた事業等について、未実施となっている部分については、継続した取組が必要となる。	バリアフリー基本構想に、長期期間（平成28年度以降）として示された主な計画が予定通り進んでいる。	未実施となっている部分については、取組が継続となる。
西牟婁圏域自立支援協議会の開催	本協議会は、福祉、教育、雇用の関係者（行政、事業者）で構成し、地域のさまざまな障害福祉の課題について協議し、それぞれのサービス提供事業者が連携のもと、効果的で中立・公正なサービス提供ができるよう連携に努める。	やすらぎ対策課障害福祉室	年間1回の全体会議を開催（開催日：令和5年9月26日）し、自立支援協議会の定着化をはかった。 令和2年4月、障害者の地域生活推進のため、西牟婁圏域において、地域生活支援拠点整備（緊急受入・体験の場提供・専門的人材の養成・地域体制づくり）の中核機関として基幹相談支援センターにしむろを設置。	自立支援協議会内の専門部会である「こども部会」「就労支援部会」「身体・知的部会」「相談支援部会」「精神保健福祉部会」の5部会に加え、「医療的ケア児等支援協議部会」が新たに追加され、専門部会が全部で6部会となった。それ以外で年1回の全体会、年3回の定例会、その他基幹相談支援センターにしむろが実施する各種研修会議の数が多く、事務が非常に煩雑となっている。	障害者の地域生活推進のため、西牟婁圏域における相談支援体制の強化を図ることを目的として、地域生活支援拠点整備において、委託相談の圏域化を令和3年4月から実施しており、令和6年度からは関連する事業の名称及び業務内容も変更となり、より積極的に地域生活における障害者の支援体制が必要となる。
理解促進研修・啓発事業	研修会や啓発事業を通じて、市民が障害及び障害者等に関する理解を深め、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去と共生社会の実現を図る。	やすらぎ対策課障害福祉室	平成28年度からの事業実施。 令和2・3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業を中止。 平成28年度～令和5年度：NPO法人和歌山県自閉症協会への事業委託。 平成28年度 講演会2回 参加者計約400名 平成29年度 講演会2回 参加者計約520名 平成30年度 支援者養成研修 参加者計約250名 令和元年度 支援者養成研修 参加者計約110名 令和2～3年度 中止 令和4年度 講演会2回 参加者95名 令和5年度 講演会2回 参加者39名	講演会等の啓発事業を実施することで、発達障害についての理解を深め、発達障害の方が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去を目指すものであるが、事業の性格上、短期的な効果測定や理解度の検証を行うことは困難。知的や精神障害の分野への展開も必要となる。	今年度は、講演会以外の形で開催予定

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
障害者虐待防止センターの設置	<p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成24年10月1日に施行された。障害者に対する虐待は障害者の尊厳を脅かすものであり、障害者の自立及び社会参加にとって、障害者に対する虐待を防止することは極めて重要であることから、法律では、国・地方公共団体及び国民の責務として、障害者に対する虐待の禁止、予防及び早期発見、虐待を受けた障害者の保護及び自立のための措置、養護者に対する支援等を定め、障害者の権利利益の擁護に資することを目的としている。</p> <p>障害者虐待を「養護者による障害者虐待」、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」及び「使用者による障害者虐待」に分け、それぞれにおける虐待の防止措置を定めるとともに、就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待について、その防止等のための措置を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付けている。</p> <p>また、市町村に対して、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設が、障害者虐待の対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」としての機能を果たすよう整備することを求めている。</p>	やすらぎ対策課障害福祉室	<p>田辺市では、障害福祉室を「市町村障害者虐待防止センター」として位置付けた。</p> <p>実際に障害者虐待の通報や届出があった場合は、市職員が当事者及び支援者や家族等に聞き取りを実施し、関係者間で情報を共有するとともに、今後の対応を協議する。その際に必要に応じて田辺市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会等とも個別ケース検討会を実施するなどの対応を取るとともに、重大案件については和歌山県に対して報告を行う。</p> <p>また、障害福祉室と「基幹相談支援センター にしむろ」及び「西牟婁圏域障害児・者相談センター にじのわ」とは常に連携を図りながら、調査や情報収集、保護等の対応をしている。</p>	<p>障害者の虐待問題については、「基幹相談支援センターにしむろ」及び「にじのわ」等とともに、今後も虐待防止に取り組む。</p>	継続実施

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
障害者文化活動	各種レクリエーション教室を開催することにより、障害者等の交流、余暇活動の充実等を図り、社会参加を促進する。	やすらぎ対策課障害福祉室	<p>平成18年度からの事業実施。 令和5年度はフラワーアレンジメント、陶芸等の教室を開催することができた。田辺市社会福祉協議会への事業委託。</p> <p>平成28年度 教室開催数24回 参加者計156名 平成29年度 教室開催数23回 参加者計193名 平成30年度 教室開催数24回 参加者計181名 令和元年度 教室開催数31回 参加者計269名 令和2年度 教室開催数15回 参加者計 76名 令和3年度 教室開催数12回 参加者計 68名 令和4年度 教室開催数24回 参加者計103名 令和5年度 教室開催数24回 参加者計100名</p>	事業委託先が限られることから、教室開催内容に変化が乏しい。	令和6年度は教室開催数24回予定。

10. 外国人の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺観光戦略推進事業	外国人観光客(主に英語圏)が来訪した際に、宿泊事業者が英語が話せなくても必要な情報を伝達することが可能なコミュニケーションツールを作成する。	観光振興課	<p>宿泊事業者を中心にコミュニケーションツールの作成サポートを行った。</p> <p>また、外国人観光客向けに田辺市の観光情報等を多言語WEBサイト(7か国語)で発信し、誘客を促進するだけでなく、実際に当地を訪れた方が容易にアクセス情報や観光施設の営業時間などの情報を入手できるようにしている。</p>	外国人来訪者に対して言語、文化等の相違による相互理解のため、語学が苦手な方でも外国人に対して接客出来る「コミュニケーションツール」の作成を実施してきており、外国人の方が不便な思いをすることを減らせていると考える。また、観光情報等を多言語WEBサイトで発信することで情報収集が容易になっている。	継続して実施していきたい。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
外国人観光客おもてなし力向上事業	外国人観光客に対する受け入れ態勢を構築するため、市内の宿泊事業者、交通事業者、飲食業者、小売事業者を対象とした外国人アドバイザーによるメニューの英語併記やコミュニケーションツールの作成等のコンサルティング業務を行う。 ※対象事業者については募集を行う。	観光振興課	令和5年度予算要求の時期では、外国人観光客の来訪再開時期の見込みが立てられなかったことから当該事業予算の確保が出来ず、令和5年度については未実施。	コロナ前の令和元年度までは、様々な業種の事業者から申込みがり、外国人対応の可能な店舗数を増やすことに寄与できたものと考えます。	令和6年度については、観光庁の「先駆的DMO」に選定された田辺市熊野ツーリズムビューローが当該事業を実施する予定となっており、田辺市としても連携して事業を進めていきたい。
日本語指導助手による児童生徒への学習支援(再掲P.33)	外国出身または家庭で親の母語を使って育つことにより、日本語習得が十分にされないまま小学校に入学する児童に対して、日本語指導助手による支援を図り学習の保障を行う。また、学校生活への不安や戸惑いの軽減につながるよう担任との連携を図る。	学校教育課	7. 子どもの人権を参照。		
ALTの配置、小学校での外国語活動	小学校においては、外国語活動や外国語科、特別活動、社会科等の時間を通して国際理解に努める。また、中学校では、英語科・社会科及び道徳・特別活動・総合的な学習の時間などを利用して国際理解の教育を進める。 それに加え、ALTを田辺市内に6名配置し、発達段階に応じた英語活動及び国際理解教育を進める。	学校教育課	小学校においては、外国語活動や外国語科、特別活動、社会科等の時間を通して国際理解に努めた。また、中学校では、英語科・社会科及び道徳・特別活動・総合的な学習の時間などを利用して国際理解の教育を進めた。 それに加え、市内に6名のALTを配置し、発達段階に応じた英語活動及び国際理解教育を進めた。	ALTの活用により、外国語活動、外国語教育、英語教育が充実し、国際理解教育が定着してきた。小学校の更なる外国語活動・外国語科の充実・中学校英語科への接続が課題である。	今後も継続して国際理解教育を進めていく。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
緊急通報外国語通訳事業	田辺市を訪れる外国人観光客や居住する外国人など、日本語による緊急通報等ができない方に対する災害活動を円滑に行うため、電話を使用した多言語通訳体制を確保する。 ※24時間365日対応、32言語対応 (英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、フランス語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語、タイ語、インドネシア語、ロシア語、ドイツ語、イタリア語)	警防課	令和5年中の実績 6件	運用上における問題点については特になし。	今後も継続実施。

11. 感染症・難病の人の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
妊婦、新成人への普及・啓発	・妊娠届出時に感染症等に関する正しい知識についての普及と啓発を図る。 ・二十歳を祝う式典で対象者に対し、感染症等に関するパンフレット等を全員に配布し、正しい知識の普及と啓発を図る。	健康増進課	妊娠届出数 336件 臓器移植普及啓発パンフレット配布 500人 子宮頸がん検診啓発チラシ配布 500人	妊娠届出時に、感染症などについて、正しい知識の普及・啓発をしている。 青少年への普及啓発は、関係機関との連携を図りながら取り組んでいる。	関係機関との連携を図りながら継続的に取り組む。

12. 犯罪被害者等の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
公益社団法人紀の国被害者支援センターへの支援	公益社団法人紀の国被害者支援センターが行う犯罪被害者及びその家族等への支援活動の促進を図るため、財政的援助を行う。	自治振興課	犯罪被害者やその家族に対する精神的支援を始めとする各種支援活動(電話及び面接相談、病院や裁判所への付き添い、国への給付金申請の直接支援、支援員の養成及び研修、支援に関する啓発事業)を目的に設立された民間団体である「公益社団法人 紀の国被害者支援センター」(平成9年5月設立、平成24年4月公益社団法人化)の活動に対する補助金183千円を支出した。	犯罪被害者基本法(平成17年4月施行)には、犯罪被害者支援に関して、国及び地方公共団体が講ずべき基本施策が明示されており、その中に「民間の団体に対する援助(法第20条)」が明記されている。紀の国被害者支援センターでは、年に2回田辺市で「一日出張相談所」を開設している。	令和6年度も支援(補助)を継続。

13. 刑を終えて出所した人の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺保護司会への支援	田辺保護司会が、地域の犯罪や非行を防止するため実施している更生保護活動を円滑に推進するため、財政的援助を行う。 また、市民総合センター内「更生保護サポートセンター」の行政財産使用料を一部免除している。	自治振興課	田辺保護司会の活動に対する補助金561千円を支出した。 また、平成21年から市民総合センター内に「更生保護サポートセンター」を開設し、保護観察者の面接等を行っている。活動内容としては犯罪や非行をした人に対する保護観察や社会復帰を果たせるように環境調整を行っている。また、「社会を明るくする運動」を中心に犯罪や非行を未然に防ぐために啓発活動を行っている。	平成11年の保護司法の改正により、法務大臣から委嘱されている保護司に関して、地方公共団体との相互協力関係が規定され、保護司が地方公共団体の犯罪予防施策に協力する者であることが明記されており、市としても、田辺保護司会への活動に対し支援をしている。全国的に治安に対する不安が高まる中、保護司の役割は一層重要となっている。	令和6年度も支援（補助）を継続。
更生保護法人和歌山県更生保護協会への支援	更生保護法人和歌山県更生保護協会が行う和歌山県内における更生保護事業を推進するため、財政的援助を行う。	自治振興課	昭和51年に財団法人、平成8年から更生保護法人として事業を行っている和歌山県更生保護協会に対する分担金12千円を支出した。	更生保護協会は、県内における刑務所出所者等の更生保護を必要とする者への一時保護事業、更生保護関係団体への連絡助成事業、犯罪予防活動などを行なっている。	令和6年度も支援（分担金負担）を継続。

14. 情報と人権

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
インターネット等による差別表現対応	インターネット掲示板等で差別表現を発見又は通報を受けた場合、速やかに対応する。また、そのための体制を整備する。 ・和歌山県策定のマニュアルに沿って対応する。 ・速やかにプロバイダ等への削除依頼ができるよう、法務局・和歌山県・関係団体等との連携を図る。	人権推進課	人権推進課職員が週2回、1時間程度モニタリングを行い、差別的な書き込みについて発見した際には和歌山地方法務局田辺支局及び西牟婁振興局に削除依頼を行う。	匿名性を利用したインターネット上での人権侵害については、全国的に増加しており、今後も研修会や啓発活動を推進していく。 モニタリング事業が、悪質な行為を取り締まる法制度の必要性を根拠づける社会的事実となる。	今後もモニタリングを実施し、インターネット上での差別書き込みを早期に発見し、拡散防止に努め、法務局・県等との連携を図りながら今後も対応していく。

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各学校での教育活動、管理職研修会	<p>・情報モラル 児童生徒に対する指導に関しては、教育計画に基づき、情報モラル教育の充実を図っていく。また、保護者に対しては、教育講演会や学級懇談会、家庭訪問、三者面談等を利用して、スマートフォンやSNSの危険性と情報モラルについて啓発活動を行う。</p> <p>・情報流出防止 管理職研修等で情報管理に関する研修を深め、情報流出問題が発生しないように指導する。</p> <p>・人権問題発生時の対応 人権問題発生時の対応マニュアルを各学校で作成し、人権問題発生時の対応が迅速にできるよう指導する。</p>	学校教育課	<p>・情報モラル 児童生徒に対する指導に関しては、各学校の実情に応じて、情報モラル教育の充実を図った。また、保護者に対しても教育講演会や学級懇談会、家庭訪問、三者面談等を利用して、スマートフォンやSNSの危険性と情報モラルについて啓発活動を行った。</p> <p>・情報流出防止 管理職研修等を通じて情報管理に関する研修を深め、情報流出問題が発生しないように指導した。</p> <p>・人権問題発生時の対応 人権問題発生時の対応マニュアルを各学校で作成し、人権問題発生時の対応が迅速にできるよう指導する。</p>	スマートフォンの普及やSNSの利用により、全国的に様々な問題が報告されている。そのため、本市においても更なる情報モラル教育の充実が必要である。	令和6年度も継続予定。
情報セキュリティ対策への取り組み	<p>・職員向け情報セキュリティ研修等を実施する。</p>	情報政策課	<p>・職員向け情報セキュリティ研修(管理職・一般職員向け 対象者約200名、講師は外部から招へい)を行った。</p>	<p>平成29年5月から実施した「セキュリティ強靱化」と併せて、職員研修を実施する事で、情報セキュリティ対策の強化を図ることが出来た。</p> <p>今後は、継続した職員研修を行うとともに、庁内ICT環境の変化に合わせた情報セキュリティ対策を実施することで、情報の機密性・完全性・可用性を確保する必要がある。</p>	<p>・毎年継続した職員研修の実施を予定するとともに、セキュリティポリシーの改訂について職員への周知を実施していくこととしている。</p>

15. 災害と人権

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
避難行動要支援者の支援対策(再掲P.12)	自治会、自主防災組織、消防団及び警察等に対し、避難行動要支援者名簿を提供することで、災害時に支援を必要とする方々の所在等を把握していただき、万一の有事の際はもとより、日頃から地域の支援対策に活用していただくとともに、地域防災体制の充実を図る。	防災まちづくり課	2.人権の視点に立った行政の推進を参照。		

16. 環境と人権

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
温室効果ガス削減の取組	田辺市では、環境保全に向けた行動を自ら率先し積極的に実行することにより、環境への負荷を低減するとともに、市民、事業者の環境保全に配慮した自主的な取組を促進することを目的に「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」を策定しており、本計画に基づき、温室効果ガス削減に取り組む。	環境課	<p>○環境課、廃棄物処理課で、ごみ減量やリサイクル、生活排水、地球温暖化防止などについて、家庭でできる取組み事例などの解説等を行なう田辺市まちづくり学びあい講座を開催 日程:4月12日(水) 場所:田辺東ロータリークラブ 参加者:27名(田辺東ロータリークラブ)</p> <p>○令和5年11月12日(日)「田辺農林水産業まつり」において地球温暖化対策に係る啓発物品を配布するなど啓発活動を行った</p> <p>○田辺市生涯学習フェスティバルにおいて「ボードゲームで学ぶカーボンニュートラル」を開催 日程:11月25日(土)26日(日) 場所:田辺市民総合センター 参加者:80名</p>	温室効果ガス削減に向けて市が事業者並びに消費者として引き続き取り組んでいくとともに、環境学習会等を通じて、情報提供や啓発活動を行うことで、市民及び事業者に対し、環境保全に配慮した自主的な取組を促進していくことが必要となる。	市民及び事業者に対し、環境保全に配慮した自主的な取組を促進していくべく、様々な機会を通じて地球温暖化について学ぶことができる環境づくりを推進していく。

17. 性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各種講座・講演会等の啓発活動	性的少数者への偏見をなくし、正しく理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につける機会を提供する。	男女共同参画推進室	<p>○性的少数者の人権について、ポケットブックやクリアファイル（啓発物品）等で啓発を行った。</p> <p>○講座を開催した。 ・「LGBTQって?」（推進員企画）（参加者30名）（再掲）において、多様な性について理解を深めた。</p> <p>○市のHPや公式SNSのツイッター、フェイスブックで和歌山県パートナーシップ宣誓制度について周知を行った。</p>	現状を理解し、偏見や差別に対する人権意識の高揚を図るとともに、誰もが自分らしく生きやすい社会を目指すため、理解を深める啓発が必要である。	令和6年度も、引き続き啓発活動等を実施する。

18. 労働者の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市企業人権推進協議会（再掲P.17）	本協議会は、雇用者の人権を尊重し、企業内における人権教育及び啓発の取組を推進するため、関係機関等との連携を密にし、企業活動における人権課題の解決に資することを目的として、「会員相互の連絡連携」、「企業内人権教育及び啓発の推進」、「雇用の安定を図るための調査、研修及び指導」などを行う。	商工振興課	3. 人権教育・啓発の推進を参照。		

19. 自殺・自死遺族

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
自殺対策について（再掲P.24）	毎年度、街頭啓発の実施及び関係団体などの支援を実施。	やすらぎ対策課障害福祉室	4. 相談支援体制の推進を参照。		

20. 生活困窮者の人権・ホームレスの人権

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
相談者や要保護者等の人権尊重(再掲P.14)	生活保護の対象者は、高齢や障害・傷病等で就労が困難であるなど、何らかの理由で生活に困窮されている方々であり、担当職員一人ひとりが常に相談者や要保護者等の人権を第一に考えるとともに、相手の立場に立って対応するよう、係内会議等を通じて常に研鑽に努める。	福祉課	2. 人権の視点に立った行政の推進を参照。		

21. 人身取引(トラフィッキング)

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
ポスター及びリーフレットによる啓発活動	人身取引は、重大な人権侵害であり、一人ひとりが人身取引について関心を持ち、社会全体の問題として解決していくために啓発活動に努める。	男女共同参画推進室	内閣府男女共同参画局からポスター掲示及びリーフレット設置依頼があり、田辺市民総合センターにてポスターの掲示及びリーフレットの設置を行った。	より多くの方に、人身取引という問題を知っていただく必要がある。	今後も、国・県と連携し啓発活動に努める。

22. アイヌの人々の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
人権啓発指導者養成研修会に参加	アイヌの人々の文化や歴史等を学べる研修会に参加し、生活習慣や現状など正しい理解を深める。	人権推進課	令和5年10月5日(木)~12月28日(木)の期間に公益財団法人人権教育啓発推進センター主催の人権啓発指導者養成研修会(オンライン)が開催され受講した。	和歌山県内でアイヌ文化について学べる機会が少ないので貴重な研修である。 また、アイヌの人々の人権問題を市民の方に知っていただく必要がある。	今後も積極的に研修に参加をするとともに、国・県と連携し啓発活動に努める。

23. 北朝鮮当局による人権侵害問題

事業名	事業の内容	所管課	令和5年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
ポスター掲示による啓発活動	北朝鮮当局による拉致問題の解決に向け、関心と認識を深めるとともに、国際的な人権問題についても関心を深めていくため、啓発活動に努める。	人権推進課	和歌山地方法務局からポスター掲示依頼があり、田辺市役所人権推進課前にてポスターを掲示した。	例年、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にポスターの掲示を行っているが、より多くの市民の方に知っていただく必要がある。	今後も、国・県と連携し啓発活動に努める。
人権啓発指導者養成研修会に参加	研修会に参加し、北朝鮮当局による拉致問題の解決に向け、国際的な人権問題についても関心を深める。	人権推進課	令和5年10月5日(木)～12月28日(木)の期間に公益財団法人人権教育啓発推進センター主催の人権啓発指導者養成研修会(オンライン)が開催され受講した。	和歌山県内で北朝鮮当局による人権侵害問題について学べる機会が少ないので貴重な研修である。	今後も積極的に研修に参加をする。